

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局(43) 国際公開日
2011年5月26日(26.05.2011)

PCT

(10) 国際公開番号
WO 2011/061923 A1

(51) 国際特許分類:

C23C 14/34 (2006.01) *H01L 21/28* (2006.01)
C04B 35/00 (2006.01) *H01L 21/285* (2006.01)
C23C 14/08 (2006.01) *H01L 21/363* (2006.01)

(21) 国際出願番号:

PCT/JP2010/006714

(22) 国際出願日:

2010年11月16日(16.11.2010)

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

特願 2009-262800 2009年11月18日(18.11.2009) JP

(71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): 出光興産株式会社 (IDEMITSU KOSAN CO., LTD.)
[JP/JP]; 〒1008321 東京都千代田区丸の内三丁目
1番1号 Tokyo (JP).

(72) 発明者; および

(75) 発明者/出願人(米国についてのみ): 矢野公規 (YANO, Koki) [JP/JP]; 〒2990293 千葉県袖ヶ浦市
上泉1280番地 Chiba (JP). 糸瀬将之 (ITOSE,
Masayuki) [JP/JP]; 〒2990293 千葉県袖ヶ浦市上泉
1280番地 Chiba (JP).

(74) 代理人: 渡辺喜平, 外 (WATANABE, Kihei et al.);

〒1010041 東京都千代田区神田須田町一丁目2
6番 芝信神田ビル3階 Tokyo (JP).(81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA,
BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO,
CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI,
GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS,
KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS,
LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX,
MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL,
PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV,
SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC,
VN, ZA, ZM, ZW.(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW,
MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア
(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ
(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR,
GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT,
NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI
(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR,
NE, SN, TD, TG).

[続葉有]

(54) Title: IN-GA-ZN-O TYPE SPUTTERING TARGET

(54) 発明の名称: In-Ga-Zn-O系スパッタリングターゲット

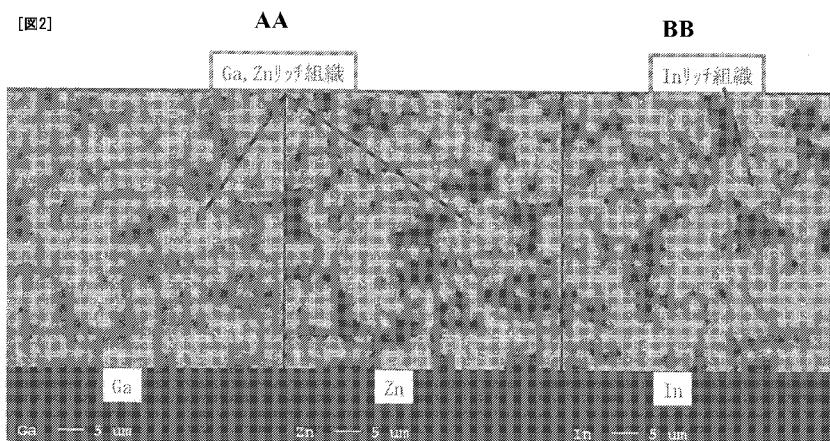


FIG. 2:
AA Ga, Zn-RICH STRUCTURE
BB In-RICH STRUCTURE

(57) **Abstract:** A sputtering target formed of an oxide sinter which contains In, Ga and Zn and comprises a structure containing In in a larger amount than the surrounding structures and a structure containing Ga and Zn in a larger amount than the surrounding structures.

(57) **要約:** In, Ga及びZnを含み、周囲よりもInの含有量が多い組織と、周囲よりもGa及びZnの含有量が多い組織を備えている酸化物焼結体からなるスパッタリングターゲット。



添付公開書類:

— 国際調査報告（条約第 21 条(3)）

明 細 書

発明の名称： I_n—G_a—Z_n—O系スパッタリングターゲット 技術分野

[0001] 本発明は、酸化物半導体や透明導電膜等の酸化物薄膜作製用、特に薄膜トランジスタ作製用のスパッタリングターゲットに関する。

背景技術

[0002] 酸化インジウム、酸化亜鉛、酸化ガリウムからなる非晶質の酸化物膜は、可視光透過性を有しつつ導電体、半導体から絶縁体まで広い電気特性を有するため、透明導電膜や（薄膜トランジスタ等に用いる）半導体膜として着目されている。

[0003] 前記酸化物膜の成膜方法としては、スパッタリング、パルスレーザーデポジション（PLD）、蒸着等の物理的な成膜やゾルゲル法等の化学的な成膜があるが、比較的低温で大面積に均一に成膜できる方法としてスパッタリング法等の物理的成膜が中心に検討されている。

[0004] スパッタリング等の物理的成膜で酸化物薄膜を成膜する際は、均一に、安定して、効率よく（高い成膜速度で）成膜するために、酸化物焼結体からなるターゲットを用いることが一般的である。

[0005] 代表的な酸化物膜（導電膜・半導体膜）としては、例えば酸化インジウム、酸化亜鉛、酸化ガリウムからなる酸化物膜が挙げられる。これらの酸化物膜（通常非晶質膜）を作製するためのターゲット（主にスパッタリングターゲット）としては、I_nG_aZ_nO₄、I_n₂G_a₂Z_nO₇等ホモロガス構造の結晶型を中心に検討されている。

[0006] 例えば、特許文献1～4には、I_nG_aZ_nO₄（I_nG_aO₃（Z_nO））のホモロガス構造を含むターゲットが開示されている。しかし、ホモロガス構造は酸素欠損が生じにくいため、高温での還元処理をして酸素欠損を生じさせて抵抗を下げる必要があった（特許文献1）。そのため、絶縁性の高いG_a₂O₃結晶相を生成させない製造法（特許文献3）、正四価金属

を添加する等の方法（特許文献4）、 $InGaZnO_4$ の六方晶層状化合物と $ZnGa_2O_4$ のスピネル構造の混合物からなるターゲット（特許文献4）が検討されている。しかし、効果が限定的であったり、構成元素が増え管理が難しい等の課題があった。

[0007] 一方、酸化インジウム、酸化亜鉛及び酸化ガリウムの組成比を変えて種々の薄膜トランジスタを作製する検討がなされている（特許文献5）。しかし、各組成におけるターゲットの検討が不十分であったため、比抵抗はまだ高いものであった。また、金属組成比 $In : Ga : Zn = 30 : 15 : 55$ の $In-Ga-Zn-O$ 焼結体を用い非晶質酸化物半導体膜及び薄膜トランジスタを形成した例が開示されている（特許文献6）。しかし、薄膜の Ga の含有比率がターゲットの Ga の含有比率の3分の2程度と極端に減少してしまうという問題があった。これは、ターゲットの性状が不適切であることを示唆しているが、ターゲット性状やその改善に関する検討はなされていなかった。

先行技術文献

特許文献

[0008] 特許文献1：特許3644647号公報

特許文献2：特開2007-73312号公報

特許文献3：特開2007-223849号公報

特許文献4：WO2008/072486

特許文献5：WO2009/075281

特許文献6：特開2008-53356号公報

発明の概要

[0009] 本発明の目的は、還元処理を行わなくても比抵抗の低い、酸化物半導体膜形成用のターゲットを提供することである。

[0010] 上記目的を達成するため、本発明者らは銳意研究を行い、 In 、 Ga 及び Zn を含む酸化物ターゲットは、周囲よりも In の含有量が多い組織（以下、「 In リッチ組織」という）を含んでいると、還元処理、特に高温での還元処

理を行わなくても比抵抗の低いターゲットを作製しうることを見出した。これは、 In リッチ組織を含むことで酸素欠損を生じさせやすくなるためと推察される。さらに、元素の組成比（原子比）と製造条件を選定することで In 、 Ga 及び Zn を含む酸化物焼結体中に In リッチ組織を生成させうることを見出した。さらに、このターゲットは In の含有量が少ないため、 ITO 等の In を多量に含むターゲットと比べスパッタ時のノジュール発生が極めて少なく、薄膜トランジスタを作製した際にノジュールによる異常放電等から発生するパーティクルによる不良発生の低減も期待できることがわかった。

[0011] さらに、この酸化物焼結体からなるターゲットを用いて作製した半導体素子、特に薄膜トランジスタは優れたTFT特性を有し、半導体素子の作製に適したスパッタリングターゲットが作製できることを見出し、本発明を完成させた。

[0012] 本発明によれば、以下のスパッタリングターゲット、その製造方法及び半導体素子の製造方法が提供される。

1. In 、 Ga 及び Zn を含み、周囲よりも In の含有量が多い組織と、周囲よりも Ga 及び Zn の含有量が多い組織を備えている酸化物焼結体からなるスパッタリングターゲット。
2. 前記 In の含有量が多い組織の酸素含有量が、周囲の組織よりも少ない、上記1に記載のスパッタリングターゲット。
3. 前記 In の含有量が多い組織が、 $15\ \mu m$ 以上の連結構造を有している、上記1又は2に記載のスパッタリングターゲット。
4. 前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $InGaZnO_4$ で表されるホモロガス構造を含む、上記1～3のいずれかに記載のスパッタリングターゲット。
5. 前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $ZnGa_2O_4$ で表されるスピネル構造を含む、上記1～3のいずれかに記載のスパッタリングターゲット。

6. 前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造を含む、上記1～3のいずれかに記載のスペッタリングターゲット。

7. 前記酸化物焼結体の In 、 Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす、上記1～6のいずれかに記載のスペッタリングターゲット。

$$0.20 \leq In / (In + Ga + Zn) \leq 0.70$$

$$0.01 \leq Ga / (In + Ga + Zn) \leq 0.50$$

$$0.05 \leq Zn / (In + Ga + Zn) \leq 0.60$$

8. 前記酸化物焼結体の In 、 Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす、上記7に記載のスペッタリングターゲット。

$$Ga / (In + Ga + Zn) \leq 0.45$$

$$0.10 \leq Zn / (In + Ga + Zn) \leq 0.40$$

$$In / (In + Ga) < 0.60$$

9. 前記酸化物焼結体の In 、 Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす、上記7に記載のスペッタリングターゲット。

$$In / (In + Ga + Zn) \leq 0.65$$

$$0.10 \leq Ga / (In + Ga + Zn)$$

$$0.10 \leq Zn / (In + Ga + Zn)$$

$$0.60 \leq In / (In + Ga)$$

$$0.51 \leq In / (In + Zn)$$

10. 前記酸化物焼結体が、さらに下記式を満たす原子比で Sn を含有する、上記1～9のいずれかに記載のスペッタリングターゲット。

$$0.0001 < Sn / (In + Ga + Zn + Sn) < 0.10$$

11. 実質的に In 、 Ga 、 Zn 及び O のみを含有する、上記1～9のいずれかに記載のスペッタリングターゲット。

12. $ZnGa_2O_4$ で表されるスピネル構造を持つ酸化物を含む成形体を焼結する工程を含む、上記5に記載のスペッタリングターゲットの製造方法。

13. 上記1～11のいずれかに記載のスペッタリングターゲットを用いて

酸化物膜を成膜する工程を含む、半導体素子の製造方法。

[0013] 本発明によれば、還元処理を行わなくても比抵抗の低い、酸化物半導体膜形成用のターゲットを提供することができる。

本発明によれば、優れた成膜性を有するスパッタリングターゲット、特に酸化物半導体膜形成用のスパッタリングターゲットを提供することができる。

図面の簡単な説明

[0014] [図1]実施例1で得られたターゲットを用いて作製されたチャンネルトップ一型薄膜トランジスタの構成を示す模式図である。

[図2]実施例4で作製した酸化物のEPMAによるIn, Ga, Znの分散MAPを示す顕微鏡写真である。

[図3]実施例4で作製した酸化物焼結体のEPMAによるIn, Ga, Zn, Oの分散MAPを示す顕微鏡写真である。

[図4]実施例4で作製した酸化物焼結体のIn, Ga, Zn, Oの分散MAPにおける、Inリッチ組織の連結構造を示す顕微鏡写真である。

[図5]実施例4で作製した酸化物焼結体のInリッチ組織のアスペクト比の算出例を示す顕微鏡写真である。

[図6]本発明で得られる $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造のX線回折測定(Cu k α 線)により得られるチャートの一例である。

[図7]新規結晶構造の構造式 $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ を推定した過程を示す図である。

[図8]実施例1で得られた酸化物焼結体のX線回折測定(Cu k α 線)により得られたチャートである。

[図9]実施例2で得られた酸化物焼結体のX線回折測定(Cu k α 線)により得られたチャートである。

[図10]実施例3で得られた酸化物焼結体のX線回折測定(Cu k α 線)により得られたチャートである。

[図11]実施例6で得られた酸化物焼結体のX線回折測定(Cu k α 線)によ

り得られたチャートである。

[図12]実施例1で作製した酸化物焼結体のEPMAによるIn, Ga, Zn, Oの分散MAPを示す顕微鏡写真である。

[図13]実施例2で作製した酸化物焼結体のEPMAによるIn, Ga, Zn, Oの分散MAPを示す顕微鏡写真である。

発明を実施するための形態

[0015] 本発明のスパッタリングターゲット（以下、本発明のターゲットという）は、In, Ga及びZnを含み、周囲よりもInの含有量が多い組織と、周囲よりもGa及びZnの含有量が多い組織を備えている酸化物焼結体からなることを特徴とする。

[0016] Inリッチ組織を備えていると、還元処理を行わなくとも、比抵抗を下げる事が容易である。

[0017] Inリッチ組織とは、Inの含有量が周囲より多い組織をいう。

Ga, Znリッチ組織とは、Ga及びZnの含有量がともに周囲より多い組織をいう。Ga, Znリッチ組織を備えていることにより、Ga単独領域が現れることによる高抵抗化を抑制することが期待できる。

また、Ga単独領域の生成によるターゲット組成とスパッタで作製した膜の組成比の相違や異常放電の発生を抑制することも期待できる。

[0018] Inリッチ組織、及びGa, Znリッチ組織を備えていることは、電子プローブマイクロアナライザ（EPMA）を用いたIn, Ga, Zn, Oの分散MAPにより確認できる。

例えば、後述する実施例4で得られた酸化物焼結体のIn, Ga, Zn, Oの分散MAPを図2に示す。図2からわかるように、本発明のターゲットを構成する酸化物焼結体では、Inリッチ組織とGa, Znリッチ組織とが混在した状態となっている。

[0019] EPMAによる測定は、例えば、下記の装置・条件で測定できる。

装置名：日本電子株式会社

JXA-8200

測定条件

加速電圧：15 kV

照射電流：50 nA

照射時間（1点当たりの）：50 mS

- [0020] 本発明のターゲットを構成する酸化物は酸素欠損を有することが好ましい。酸素欠損量は、 $3 \times 10^{-5} \sim 3 \times 10^{-1}$ の範囲であることが好ましく、 $1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10^{-1}$ の範囲であることがより好ましい。上記範囲内であると、比抵抗が下げやすい。
- [0021] 酸素欠損量とは、1モルの酸化物結晶中に含まれる酸素イオンの数を化学量論量の酸素イオンの数から差し引いた値をモル単位で示した値である。酸化物結晶中に含まれる酸素イオンの数は、例えば、酸化物結晶を炭素粉末中で加熱させて生成する二酸化炭素の量を赤外吸収スペクトルで測定することで算出することができる。また、化学量論量の酸素イオンの数は酸化物結晶の質量から算出することができる。
- [0022] 酸素欠損量は焼結条件や、焼結時、昇温時、降温時の雰囲気等で調整することができる。また、焼結後に還元処理を施すこと等によって調整することもできる。尚、Inリッチ組織を備えていると焼結後に還元処理を行わなくとも酸素欠損量を前記範囲内に調整することができる。
- [0023] 本発明のターゲットでは、前記Inの含有量が多い組織（Inリッチ組織）の酸素含有量が、周囲の組織よりも少ないことが好ましい。
Inリッチ組織の周囲の組織とは、Inリッチ組織を取り囲むGa, Znリッチ組織、その他の組織を意味する。
- [0024] Inリッチ組織の酸素含有量がGa, Znリッチ組織やその他の組織の酸素含有量よりも少ないと確認できる。例えば、後述する実施例4で得られた酸化物焼結体のIn, Ga, Zn, Oの分散MAPを示す図3において、各組織を比較すれば、Inリッチ組織の酸素含有量が周囲の組織よりも少ないとわかる。

- [0025] 本発明のターゲットでは、前記 In の含有量が多い組織（ In リッチ組織）が、 $15 \mu m$ 以上の連結構造を有していることが好ましい。
- [0026] In リッチ組織が $15 \mu m$ 以上の連結構造を有していることは、EPMA を用いた In , Ga , Zn , O の分散MAPにより確認できる。
- 例えば、後述する実施例4で得られた酸化物焼結体のEPMA画像の拡大図を図4に示す。図4における点線で示した部分が In リッチ組織の連結構造である。
- [0027] In リッチ組織が $15 \mu m$ 以上の長さの連結構造をしていることで、 In リッチ組織を伝わって導電することで比抵抗を下げることができる。
- [0028] 連結構造の長さは、 $20 \mu m$ 以上がより好ましく、 $30 \mu m$ 以上が特に好ましい。
- [0029] 連結構造の幅は、 $20 \mu m$ 以下が好ましく、 $10 \mu m$ 以下がより好ましく、 $5 \mu m$ 以下が特に好ましい。
- [0030] 長さ $15 \mu m$ 以上の連結構造のアスペクト比は 1.5 以上が好ましく、 2 以上がより好ましく、 3 以上が特に好ましい。
- [0031] 尚、連結構造の長さと幅とは、連結構造に外接する橢円形の長軸と短軸をいう。また、長軸÷短軸をアスペクト比とする。連結構造のアスペクト比が高いほど比抵抗が下がることが期待できる。後述する実施例4で得られたターゲットにおけるアスペクト比の測定の一例を、図5に示す。
- [0032] 連結構造の長さ・幅・アスペクト比は、EPMAの写真から 20 個の連結構造をランダムに選び平均をとる。
- [0033] 本発明のターゲットにおいては、前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $InGaZnO_4$ で表されるホモロガス構造を含むことが好ましい。
- [0034] In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $InGaZnO_4$ で表されるホモロガス構造を含むことは、X線回折測定(XRD)で確認できる。例えば、下記の装置・条件で測定できる。
- [0035] X線回折測定(XRD)

・装置：（株）リガク製U I t i m a - I I I

・X線：Cu-K α 線（波長1.5406Å、グラファイトモノクロメータにて単色化）

・2θ-θ反射法、連続スキャン（1.0°／分）

・サンプリング間隔：0.02°

・スリット DS、SS：2/3°、RS：0.6mm

[0036] In_2O_3 で表されるビックスバイト構造（あるいは希土類酸化物C型の結晶構造）とは、 T_{h7} 、 I_{a3} の空間群を持つ立方晶系で、 Mn_2O_3 （I）型酸化物結晶構造とも言う。 Sc_2O_3 、 Y_2O_3 、 Tl_2O_3 、 Pu_2O_3 、 Am_2O_3 、 Cm_2O_3 、 In_2O_3 、ITO（ In_2O_3 に10wt%程度以下のSnをドープしたもの）がこの結晶構造を示す（「透明導電膜の技術」、日本学術振興会 透明酸化物光・電子材料第166委員会 編（平成11年3月30日、オーム社））。 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造（希土類酸化物C型の結晶構造）を示すことは、X線回折でJCPDSカードNo. 6-0416のパターンを示すことから確認できる。

[0037] 希土類酸化物C型の結晶構造は、 MX_2 （M：陽イオン、X：陰イオン）で示される化合物の結晶構造の一つである萤石型結晶構造から、化学量論比が M_2X_3 のため、陰イオンの四つに一つが抜けている構造となる。陽イオンに対して陰イオン（通常酸化物の場合は、酸素）が6配位し、残りの二つの陰イオンサイトは空となっている（空となっている陰イオンサイトは準イオンサイトとも呼ばれる）（上記の「透明導電膜の技術」）。陽イオンに酸素（陰イオン）が6配位した希土類酸化物C型の結晶構造は、酸素八面体稜共有構造を有している。酸素八面体稜共有構造を有していると、陽イオンであるp金属のns軌道が互いに重なり合って電子の伝導路を形成し、有効質量が小さくなり高い電子の移動度を示す。

[0038] In_2O_3 で表されるビックスバイト構造（希土類酸化物C型の結晶構造）は、X線回折でJCPDSカードNo. 6-0416のパターンを示していれば、化学量論比が M_2X_3 からずれていてもよい。即ち、 M_2O_{3-d} となって

いてもよい。

- [0039] $\text{InGaO}_3 (\text{ZnO})_m$ (m は1～20の整数)で表される結晶構造の $m = 1$ の場合が $\text{InGaO}_3 (\text{ZnO})$ である。 $\text{InGaO}_3 (\text{ZnO})_m$ (m は1～20の整数)で表される結晶構造は「六方晶層状化合物」あるいは「ホモロガス相の結晶構造」と呼ばれ、異なる物質の結晶層を何層か重ね合わせた長周期を有する「自然超格子」構造から成る結晶である。結晶周期ないし各薄膜層の厚さが、ナノメーター程度の場合、これら各層の化学組成や層の厚さの組み合わせによって、単一の物質あるいは各層を均一に混ぜ合わせた混晶の性質とは異なる固有の特性が得られる。そして、ホモロガス相の結晶構造は、例えばターゲットを粉碎したパウダーあるいはターゲットから直接測定したX線回折パターンが、組成比から想定されるホモロガス相の結晶構造X線回折パターンと一致することから確認できる。具体的には、JCPDS (Joint Committee of Powder Diffraction Standards) カードから得られるホモロガス相の結晶構造X線回折パターンと一致することから確認することができる。 $\text{InGaO}_3 (\text{ZnO})$ の場合は、JCPDSカードNo. 38-1104である。
- [0040] In_2O_3 で表されるビックスバイト構造の格子定数 a は、10.14以下が好ましく、10.10以下がより好ましく、10.08以下が特に好ましい。格子定数 a は、XRDのフィーティングで求める。格子定数が小さいと移動度の向上によって比抵抗を下げられることが期待できる。
- [0041] 本発明のターゲットにおいては、前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と ZnGa_2O_4 で表されるスピネル構造を含むことが好ましい。
- [0042] ZnGa_2O_4 で表される結晶構造は、X線回折でJCPDSカードNo. 38-1240のパターンを示していれば、化学量論比がずれてもよい。即ち、 $\text{ZnGa}_2\text{O}_{4-d}$ となっていてもよい。酸素欠損量 d が $3 \times 10^{-5} \sim 3 \times 10^{-1}$ の範囲であることが好ましい。 d は焼結条件や、焼結時、昇温時、降温時の雰囲気等で調整することができる。また、焼結後に還元処理をす

ること等によって調整することもできる。

[0043] 本発明のターゲットにおいては、前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造を含むことが好ましい。

[0044] $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造は、インジウム元素（ In ）、ガリウム元素（ Ga ）、及び亜鉛元素（ Zn ）を含む、 $In-Ga-Zn$ 系酸化物であって、下記の条件1を満たすことを特徴とする。さらに条件2を満たすことが好ましく、さらに条件3を満たすことが特に好ましい。

[0045] 条件1：X線回折測定（ $CuK\alpha$ 線）により得られるチャートにおいて、下記のA～Eの領域に回折ピークが観測される。

A. 入射角（ 2θ ）=7.0°～8.4°（好ましくは7.2°～8.2°）

B. $2\theta = 30.6^\circ \sim 32.0^\circ$ （好ましくは30.8°～31.8°）

C. $2\theta = 33.8^\circ \sim 35.8^\circ$ （好ましくは34.3°～35.3°）

D. $2\theta = 53.5^\circ \sim 56.5^\circ$ （好ましくは54.1°～56.1°）

E. $2\theta = 56.5^\circ \sim 59.5^\circ$ （好ましくは57.0°～59.0°）

[0046] 条件2： 2θ が30.6°～32.0°（上記領域B）及び33.8°～35.8°（上記領域C）の位置に観測される回折ピークの一方がメインピークであり、他方がサブピークである。

[0047] 尚、メインピークとは、 2θ が5～80°の範囲で最も強度の強いピーク（ピーク高さの高いピーク）であり、サブピークとは、2番目に強度の強いピーク（ピーク高さの高いピーク）である。

[0048] 条件3：X線回折測定（ $CuK\alpha$ 線）により得られるチャートにおいて、

下記の F ~ K の領域に回折ピークが観測される。

- F. $2\theta = 14.8^\circ \sim 16.2^\circ$ (好ましくは $15.0^\circ \sim 16.0^\circ$)
- G. $2\theta = 22.3^\circ \sim 24.3^\circ$ (好ましくは $22.8^\circ \sim 23.8^\circ$)
- H. $2\theta = 32.2^\circ \sim 34.2^\circ$ (好ましくは $32.7^\circ \sim 33.7^\circ$)
- I. $2\theta = 43.1^\circ \sim 46.1^\circ$ (好ましくは $43.6^\circ \sim 45.6^\circ$)
- J. $2\theta = 46.2^\circ \sim 49.2^\circ$ (好ましくは $46.7^\circ \sim 48.7^\circ$)
- K. $2\theta = 62.7^\circ \sim 66.7^\circ$ (好ましくは $63.7^\circ \sim 65.7^\circ$)

[0049] $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造の X 線回折測定 ($Cu K\alpha$ 線) により得られるチャートの例を図 6 に示す。

[0050] 上記条件を満たす酸化物結晶は、 J C P D S (Joint Committee of Powder Diffraction Standards) カードにはなく、今まで確認されていない新規な結晶である。

[0051] $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造の X 線回折チャートは、 $InGaO_3 (ZnO)_2$ (J C P D S : 40-0252) で示される結晶構造及び $In_2O_3 (ZnO)_2$ (J C P D S : 20-1442) で示される結晶構造に類似している。しかしながら、この酸化物は $InGaO_3 (ZnO)_2$ 特有のピーク (上記領域 A のピーク)、及び $In_2O_3 (ZnO)_2$ 特有のピーク (上記領域 D 及び E のピーク) を有し、かつ、 $InGaO_3 (ZnO)_2$ 及び $In_2O_3 (ZnO)_2$ には観測されないピーク (上記領域 B) を有する。従って、 $InGaO_3 (ZnO)_2$ とも $In_2O_3 (ZnO)_2$ とも異なる新たな周期性を有していると判断できる。即ち、 $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造の酸化物は、 $InGaO_3 (ZnO)_2$ 及び $In_2O_3 (ZnO)_2$

O) ₂とは異なる。

- [0052] 上記領域Bのピークについて、このピークはIn₂O₃(ZnO)₂とInGaO₃(ZnO)₂のメインピークの間、即ち、31°付近と32°付近の間にある。従って、InGaO₃(ZnO)₂のメインピークよりも低角側にシフトしており（格子間距離が広がっていると思われる）、In₂O₃(ZnO)₂のメインピークよりも高角側にシフトしている（格子間距離が狭まっていると思われる）。
- [0053] この結晶構造は、InGaO₃(ZnO)₂ (JCPDS: 40-0252) の結晶構造及びIn₂O₃(ZnO)₂ (JCPDS: 20-1442) の結晶構造に類似していると考えられる。

上記公知の結晶構造を基に、上記新規結晶構造の構造式In_{1.5}Ga_{0.5}Zn₂O₅を推定した過程を図7に示す。

- [0054] 本発明のターゲットにおいては、前記酸化物焼結体のIn、Ga及びZnの原子比が下記の式を満たすことが好ましい。

$$0.20 \leq In / (In + Ga + Zn) \leq 0.70$$

$$0.01 \leq Ga / (In + Ga + Zn) \leq 0.50$$

$$0.05 \leq Zn / (In + Ga + Zn) \leq 0.60$$

- [0055] 上記範囲外であると、Inリッチ組織とGa、Znリッチ組織の2層を生成させることが難しい。

- [0056] また、薄膜トランジスタとした場合に、In / (In + Ga + Zn) が0.20未満であると移動度が低くなるおそれがある。0.70超であるとノーマリーオンになるおそれがある。

- [0057] Ga / (In + Ga + Zn) が0.01未満であると耐湿性が低下するおそれや、光電流が増加するおそれがある。0.50超であると移動度が低下するおそれがある。

- [0058] Zn / (In + Ga + Zn) が0.05未満であるとウェットエッティングの際に残渣が増えるおそれがある。0.60超であると耐湿性が低下するおそれや、ウェットエッティングの際にエッティング速度が早くなりすぎて制御が

難しくなるおそれがある。

[0059] さらに、下記範囲であると薄膜トランジスタを作製した際に移動度が高くなる。さらに、得られる酸化物焼結体に I_n リッチ組織と Ga 、 Zn リッチ組織を生成させやすい。

$$0.51 \leq I_n / (I_n + Zn) \quad (1)$$

[0060] さらに好ましくは、

$$0.35 \leq I_n / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.60 \quad (2)$$

$$0.15 \leq Ga / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.45 \quad (3)$$

$$0.10 \leq Zn / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.45 \quad (4)$$

[0061] さらに領域1と領域2に区分される。

領域1

$$I_n / (I_n + Ga) < 0.60 \quad (5)$$

領域2

$$0.60 \leq I_n / (I_n + Ga) \quad (6)$$

[0062] 領域1は、下記範囲であると特に好ましい。

$$Ga / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.45 \quad (7)$$

$$0.10 \leq Zn / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.40 \quad (8)$$

$$I_n / (I_n + Ga) < 0.60 \quad (9)$$

[0063] 領域2は、下記範囲であると特に好ましい。

$$I_n / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.65 \quad (10)$$

$$0.10 \leq Ga / (I_n + Ga + Zn) \quad (11)$$

$$0.10 \leq Zn / (I_n + Ga + Zn) \quad (12)$$

$$0.60 \leq I_n / (I_n + Ga) \quad (13)$$

$$0.51 \leq I_n / (I_n + Zn) \quad (14)$$

上記領域1あるいは領域2の範囲内であると、 I_n リッチ組織と Ga 、 Zn リッチ組織の2層をより生成させやすい。

[0064] 薄膜トランジスタを作製した際、光電流が少ない、耐薬品性が向上する、ノーマリーオンになりにくい等の利点が期待できる点では、領域1が好まし

い。

[0065] 領域 1 は、さらに、前記酸化物焼結体の I_n 、 Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす場合、光電流の増加や耐薬品性の低下がさらに抑制できるため、製造プロセスの制約を低減することができる。

$$0.30 \leq I_n / (I_n + Ga + Zn)$$

$$Zn / (I_n + Ga + Zn) \leq 0.35$$

$$I_n / (I_n + Ga) < 0.56$$

[0066] 領域 1 のスパッタリングターゲットを作製するには、焼結は、1100～1380°Cで1～100時間行なうことが好ましい。焼結温度は、1200～1350°Cがより好ましく、1250～1320°Cが特に好ましい。1380°C以上であると、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造が失われるおそれがある。また、 Zn （亜鉛）が蒸発して組成比がずれる、ターゲットの比抵抗が高くなる、想定外の結晶型が生じる、焼結に多大なエネルギーが必要となりコスト高となる、等のおそれがある。1100°C未満であると相対密度が低くなる、比抵抗が高くなる、焼結に時間が掛かりコスト高となる等のおそれがある。

[0067] 昇温速度（室温～400°C）は5°C／分以下が好ましく、0.2～3°C／分がより好ましく、0.4～1°C／分が特に好ましい。

[0068] さらに、600～1100°Cの間で0.2時間以上10時間以下の昇温を止めた保持時間を設け、2段階以上の段階的に昇温させることが均一性が増す、クラックが入りにくくなるという点で特に好ましい。

[0069] ターゲットを作製する際に、希少資源である Ga の使用量を削減できる、原料の比表面積などを制限しなくとも高抵抗物質である Ga_2O_3 の生成を抑制できる、ターゲットの比抵抗を下げやすい等の点、及び薄膜トランジスタを作製した際に、移動度が高い、S値が小さい等の利点が期待できる点では、領域 2 が好ましい。

[0070] 領域 2 は、さらに、前記酸化物焼結体の I_n 、 Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす場合、光電流の増加や耐薬品性の低下を比較的抑制できるた

め、構造面での制約を低減することができる。

$$0.20 < \text{Ga} / (\text{In} + \text{Ga} + \text{Zn})$$

$$\text{Zn} / (\text{In} + \text{Ga} + \text{Zn}) < 0.30$$

[0071] 領域2のスパッタリングターゲットを作製するには、焼結は、1100～1600°Cで1～100時間行うことが好ましい。焼結温度は、1200～1490°Cがより好ましく、1300～1480°Cが特に好ましい。1600°C以上であると、Zn（亜鉛）が蒸発して組成比がずれる、ターゲットの比抵抗が高くなる、想定外の結晶型が生じる、焼結に多大なエネルギーが必要となりコスト高となる等のおそれがある。1100°C以下であると相対密度が低くなる、比抵抗が高くなる、焼結に時間が掛かりコスト高となる等のおそれがある。

[0072] 昇温速度（室温～400°C）は5°C／分以下が好ましく、0.2～3°C／分がより好ましく、0.4～1°C／分が特に好ましい。昇温速度（400°C～焼結温度）は5°C／分以下が好ましく、0.2～3°C／分がより好ましく、0.4～1°C／分が特に好ましい。

さらに、600～1100°Cの間で0.2時間以上10時間以下の昇温を止めた保持時間を設け、2段階以上の段階的に昇温させることが均一性が増す、クラックが入りにくくなるという点で特に好ましい。

[0073] 本発明のターゲットは、本発明の効果を損ねない範囲において、上述したIn、Ga、Zn以外の金属元素、例えば、Sn、Ge、Si、Ti、Zr及びHf等を含有していてもよい。

[0074] 本発明のターゲットにおいては、Snを含有することで、Inの含有量が多い組織の抵抗を下げられることが期待できる、Inの含有量が多い組織の生成を容易にできる場合がある、錫の低級酸化物の生成による比抵抗の上昇や抵抗の高い錫化合物の生成を抑制しやすい等の点から、前記酸化物焼結体がさらに、下記式を満たす原子比でSnを含有することが好ましい。

$$0.0001 < \text{Sn} / (\text{In} + \text{Ga} + \text{Zn} + \text{Sn}) < 0.10$$

[0075] また、バックチャンネルエッチ型の薄膜トランジスタを作製した際に、半

導体層の膜厚の均一性が向上するという利点が期待できるという点で下記範囲が好ましい。

$$0.01 < S_n / (I_n + G_a + Z_n + S_n) < 0.05$$

[0076] より好ましくは下記式を満たす。

$$0.015 \leq S_n / (I_n + G_a + Z_n + S_n) \leq 0.045$$

[0077] 特に好ましくは下記式を満たす。

$$0.02 \leq S_n / (I_n + G_a + Z_n + S_n) \leq 0.04$$

[0078] 本発明のターゲットは、実質的に I_n, G_a, Z_n 及び O のみ又は I_n, G_a, Z_n, S_n 及び O のみを含有することが好ましい。

[0079] 実質的に上記の元素のみを含有するとは、製造工程で不可避的に入る不純物以外には、添加元素を含まないことを意味する。具体的には、上記元素以外の元素の濃度は 10 ppm 未満である。

[0080] 実質的に上記の元素のみを含有していると、製造時に管理すべき元素数が抑えられ、管理を簡便化できるという利点がある。

[0081] 本発明のターゲットを構成する焼結体の相対密度は 95% 以上が好ましく、96% 以上がより好ましく、97% 以上が特に好ましい。95% 未満であるとターゲットが割れやすかったり、異常放電が発生しやすかったりするおそれがある。相対密度とは、加重平均より算出した理論密度に対して相対的に算出した密度である。各原料の密度の加重平均より算出した密度が理論密度であり、これを 100% とする。

[0082] 比抵抗は 0.01 mΩ cm 以上 20 mΩ cm 以下が好ましく、0.1 mΩ cm 以上 10 mΩ cm 以下がより好ましく、0.2 mΩ cm 以上 5 mΩ cm 以下が特に好ましい。比抵抗が 20 mΩ cm 超では、長時間 DC スパッタリングを続けていると、異常放電によりスパークが発生し、ターゲットが割れたり、スパークにより飛び出した粒子が成膜基板に付着し、酸化物半導体膜としての性能を低下させたりする場合がある。比抵抗が 0.01 mΩ cm より小さい抵抗値では、ターゲットの抵抗がパーティクルの抵抗より小さくなり、飛散してきたパーティクルにより異常放電が起きるおそれがある。

[0083] 本発明のスパッタリングターゲットの製造方法（以下、本発明のターゲット製造方法という）は、Inを主成分とする酸化物粉体とGa及びZnを主成分とする酸化物粉体を原料とする成形体を作製し焼結することが好ましい。

上記製造方法をとることで、Inの含有量が多い組織とGa及びZnの含有量が多い組織からなるターゲットを得やすい。

例えば、ZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を持つ酸化物を含む成形体を焼結することで、In₂O₃で表されるビックスバイト構造とZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を含む本発明のターゲットを得ることができる。

[0084] 例えば、ZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を持つ酸化物粉末とIn₂O₃で表されるビックスバイト構造を持つ酸化物粉末から、ZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を持つ酸化物とIn₂O₃で表されるビックスバイト構造を持つ酸化物とを含む成形体を作製し、その成形体を焼結すると、In₂O₃で表されるビックスバイト構造とZnGa₂O₄で表されるスピネル構造以外の構造の酸化物が生成しにくく、安定してIn₂O₃で表されるビックスバイト構造とZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を含む酸化物焼結体を作製できるという利点がある。

[0085] 原料であるZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を持つ酸化物は、例えば、次のようにして製造することができる。

ZnO粉及びGa₂O₃粉をZnとGaの原子比が1：2となる割合で混合し、焼成し、ZnGa₂O₄で表されるスピネル構造を持つ粉体を合成する。あるいは、同様にZnO粉及びGa₂O₃粉をZnとGaの原子比が1：2となる割合で混合し仮焼後、粉碎する。

[0086] <ターゲットの製造工程毎の説明>

（1）配合工程

配合工程は、スパッタリングターゲットの原料である金属酸化物を混合する工程である。

[0087] 原料としては、インジウム化合物の粉末、ガリウム化合物の粉末、亜鉛化

合物の粉末等の粉末を用いる。インジウムの化合物としては、例えば、酸化インジウム、水酸化インジウム等が挙げられる。ガリウムの化合物としては、例えば、酸化ガリウム、水酸化ガリウム等が挙げられる。亜鉛の化合物としては、例えば、酸化亜鉛、水酸化亜鉛等が挙げられる。各々の化合物として、焼結のしやすさ、副生成物の残存のし難さから、酸化物が好ましい。

[0088] また、原料の純度は、通常2N（99質量%）以上、好ましくは3N（99.9質量%）以上、特に好ましくは4N（99.99質量%）以上である。純度が2Nより低いと耐久性が低下する、液晶ディスプレイに用いた際に液晶側に不純物が入り、焼き付けが起こるおそれがある。

[0089] 原料の一部として金属亜鉛（亜鉛末）を用いることが好ましい。原料の一部に亜鉛末を用いるとホワイトスポットの生成を低減することができる。

[0090] 金属酸化物等のターゲットの製造に用いる原料を混合し、通常の混合粉碎機、例えば、湿式ボールミルやビーズミル又は超音波装置を用いて、均一に混合・粉碎することが好ましい。

[0091] 湿式ボールミルを用いる場合、混合粉碎の時間は、通常0.5～60時間、好ましくは6～48時間、より好ましくは8～36時間である。0.5時間未満であると原料の分散不良でホワイトスポットや黒点等の外観不良が生じるおそれがある。60時間超であると、混合時に反応して想定外の結晶型が生じるおそれがある。

[0092] 酸化インジウム、酸化ガリウム及び酸化亜鉛の比表面積（BET比表面積）は、通常各々 $3 \sim 18 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $3 \sim 18 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $3 \sim 18 \text{ m}^2/\text{g}$ であり、好ましくは各々 $7 \sim 16 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $7 \sim 16 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $3 \sim 10 \text{ m}^2/\text{g}$ であり、より好ましくは各々 $7 \sim 15 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $7 \sim 15 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $4 \sim 10 \text{ m}^2/\text{g}$ であり、特に好ましくは各々 $11 \sim 15 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $11 \sim 15 \text{ m}^2/\text{g}$ 、 $4 \sim 5 \text{ m}^2/\text{g}$ である。比表面積が小さすぎると焼結体中に各々の元素の凝集体が成長する、原料粉末の結晶型が残存する、想定外の結晶型が生成し性状が変化する、等のおそれがある。比表面積が大きすぎると想定外の結晶型が生成し性状が変化する、分散不良を起こし外観不良や特性のムラが生じる等の

おそれがある。ターゲットの原料となる各金属化合物の比表面積（BET比表面積）は、JIS Z 8830に記載の方法によって測定することができる。

[0093] （2）仮焼工程

仮焼工程は、スパッタリングターゲットの原料である化合物の混合物を得た後、この混合物を仮焼する、必要に応じて設けられる工程である。

仮焼を行うと、密度を上げることが容易になり好ましいが、コストアップになるおそれがある。そのため、仮焼を行わずに密度を上げられることがより好ましい。

[0094] 仮焼工程においては、500～1200°Cで、1～100時間の条件で金属酸化物の混合物を熱処理することが好ましい。500°C未満又は1時間未満の熱処理条件では、インジウム化合物や亜鉛化合物、錫化合物の熱分解が不十分となる場合があるためである。一方、熱処理条件が、1200°Cを超えた場合又は100時間を超えた場合には、粒子の粗大化が起こる場合があるためである。

[0095] 従って、特に好ましいのは、800～1200°Cの温度範囲で、2～50時間の条件で、熱処理（仮焼）することである。

[0096] 尚、ここで得られた仮焼物は、下記の成形工程及び焼成工程の前に粉碎するのが好ましい。

[0097] （3）成形工程

成形工程は、金属酸化物の混合物（上記仮焼工程を設けた場合には仮焼物）を加圧成形して成形体とする工程である。この工程により、ターゲットとして好適な形状に成形する。仮焼工程を設けた場合には得られた仮焼物の微粉末を造粒した後、加圧成形により所望の形状に成形することができる。

[0098] 本工程で用いることができる成形方法としては、例えば、金型成形、鋳込み成形、射出成形等も挙げられるが、焼結密度の高く、比抵抗が小さく、均質な焼結体（ターゲット）を得るためにには、冷間静水圧（CIP）、熱間静水圧（HIP）等で成形するのが好ましい。単なるプレス成形（一軸プレス

) であると圧力にムラ生じて、想定外の結晶型が生成してしまうおそれがある。

また、プレス成形（一軸プレス）後に、冷間静水圧（CIP）、熱間静水圧（HIP）等を行い2段階以上の成形工程を設けると再現性を高めるという点で好ましい。

[0099] CIP（冷間静水圧、あるいは静水圧加圧装置）を用いる場合、面圧 $800 \sim 3000 \text{ kg f/cm}^2$ で $0.5 \sim 20$ 分保持することが好ましい。また、面圧が 800 kg f/cm^2 以下であると、焼結後の密度が上がらないあるいは抵抗が高くなるおそれがある。面圧 3000 kg f/cm^2 以上であると装置が大きくなりすぎ不経済となるおそれがある。保持時間が 0.5 分以下であると焼結後の密度が上がらないあるいは抵抗が高くなるおそれがある。 20 分以上であると時間が掛かりすぎ不経済となるおそれがある。

[0100] 尚、成形処理に際しては、ポリビニルアルコールやメチルセルロース、ポリワックス、オレイン酸等の成形助剤を用いてもよい。

[0101] 成形体の厚みは通常 6 mm 以上、好ましくは 8 mm 以上、特に好ましくは 10 mm 以上である。 6 mm 未満であると焼結時に収縮して薄くなりすぎるため熱伝導率のムラが生じ想定外の結晶型が生成する、結晶粒径が大きくなりすぎるおそれがある。

[0102] (4) 焼結工程

焼結工程は、上記成形工程で得られた成形体を焼成する工程である。

[0103] この場合の焼結条件としては、酸素ガス雰囲気又は酸素ガス加圧下で行うことが好ましい。本発明において、酸素ガス雰囲気とは、酸素を 50% 以上含有する雰囲気をいい、酸素ガス加圧下とは、酸素ガスを 90% 以上（好ましくは 98% 以上）含有する雰囲気において、好ましくは $1 \sim 5$ 気圧、さらに好ましくは $2 \sim 4$ 気圧で加圧することをいう。酸素ガスを十分に含有しない雰囲気で焼結すると、ZnO等の昇華が生じたり、また酸化状態が不十分な状態となり、得られるターゲットの密度を十分に向上させることができず、スパッタリング時の異常放電の発生を十分に抑制できなくなる場合がある

。

[0104] 焼結は、目的とする焼結体の結晶構造に従って、前記条件で行えばよいが、通常 1100～1600°C で 1～100 時間行う。1200～1490°C がより好ましく、1300～1480°C が特に好ましい。1600°C 以上であると、Zn（亜鉛）が蒸発して組成比がずれる、ターゲットの比抵抗が高くなる、想定外の結晶型が生じる、焼結に多大なエネルギーが必要となりコスト高となる等のおそれがある。1100°C 以下であると相対密度が低くなる、比抵抗が高くなる、焼結に時間が掛かりコスト高となる等のおそれがある。

[0105] また、焼成時の降温速度（冷却速度）は、通常 4°C／分以下、好ましくは 2°C／分以下、より好ましくは 1°C／分以下、さらに好ましくは 0.8°C／分以下、特に好ましくは 0.5°C／分以下である。4°C／分以下であると本発明の結晶型が得られやすい。また、降温時にクラックが発生しにくい。

[0106] また、昇温の途中で一度昇温を止め保持温度で保持し、2段階以上で焼結を行ってもよい。

[0107] (5) 還元工程

還元工程は、上記焼結工程で得られた焼結体のバルク抵抗をターゲット全体として低減するために還元処理を行う、必要に応じて設けられる工程である。

[0108] 本工程で適用することができる還元方法としては、例えば、還元性ガスによる方法や真空焼成又は不活性ガスによる還元等が挙げられる。

[0109] 還元性ガスによる還元処理の場合、水素、メタン、一酸化炭素や、これらのガスと酸素との混合ガス等を用いることができる。

[0110] 不活性ガス中の焼成による還元処理の場合、窒素、アルゴンや、これらのガスと酸素との混合ガス等を用いることができる。

[0111] 本発明では、還元処理（アルゴンや窒素等の不活性ガス雰囲気、水素雰囲気、あるいは真空や低圧での熱処理）は行わないことが好ましい。還元処理を行うと、表面部と深部の抵抗値の違いを発生あるいは増幅させるおそれがあ

ある。

尚、本発明のターゲットは、還元処理を行わなくても比抵抗が低いため、通常は、還元処理は不要である。

[0112] (6) 加工工程

加工工程は、上記のようにして焼結して得られた焼結体を、さらにスパッタリング装置への装着に適した形状に切削加工し、またバッキングプレート等の装着用治具を取り付けるための、必要に応じて設けられる工程である。

[0113] 研削前の焼結体の厚みは5. 5 mm以上が好ましく、6 mm以上がより好ましく、8 mm以上が特に好ましい。研削は通常片面0. 2 mm以上、好ましくは0. 5 mm以上、さらに好ましくは2 mm以上である。厚みの厚い焼結体を作製し、十分研削することで、均質なターゲットが作製できるというメリットがある。

[0114] 酸化物焼結体をスパッタリングターゲット素材とするには、該焼結体を例えば、平面研削盤で研削して表面粗さ R_a が $5 \mu m$ 以下の素材とする。ここで、さらにスパッタリングターゲットのスパッタ面に鏡面加工を施して、平均表面粗さ R_a が1000オングストローム以下としてもよい。この鏡面加工（研磨）は機械的な研磨、化学研磨、メカノケミカル研磨（機械的な研磨と化学研磨の併用）等の、すでに知られている研磨技術を用いることができる。例えば、固定砥粒ポリッシャー（ポリッシュ液：水）で#2000以上にポリッシングしたり、又は遊離砥粒ラップ（研磨材：SiCペースト等）にてラッピング後、研磨材をダイヤモンドペーストに換えてラッピングすることによって得ることができる。このような研磨方法には特に制限はない。ターゲットの厚みは通常2~20 mm、好ましくは3~12 mm、特に好ましくは4~6 mmである。また、表面は200~10, 000番のダイヤモンド砥石により仕上げを行うことが好ましく、400~5, 000番のダイヤモンド砥石により仕上げを行うことが特に好ましい。200番より小さい、あるいは10, 000番より大きいダイヤモンド砥石を使用するとターゲットが割れやすくなるおそれがある。ターゲットの表面粗さ R_a が0. 5 μ

m以下であり、方向性のない研削面を備えていることが好ましい。 R_a が0.5 μmより大きかったり、研磨面に方向性があると、異常放電が起きたり、パーティクルが発生するおそれがある。

[0115] 上記のようにしてターゲット素材をバッキングプレートへボンディングすることでスパッタリングターゲットを得る。また、複数のターゲット素材を一つのバッキングプレートに取り付け、実質一つのターゲットとしてもよい。

[0116] 次に、清浄処理にはエアーブローあるいは流水洗浄等を使用できる。エアーブローで異物を除去する際には、ノズルの向い側から集塵機で吸気を行なうとより有効に除去できる。尚、以上のエアーブローや流水洗浄では限界があるので、さらに超音波洗浄等を行なうこともできる。この超音波洗浄は周波数25～300KHzの間で多重発振させて行なう方法が有効である。例えば周波数25～300KHzの間で、25KHz刻みに12種類の周波数を多重発振させて超音波洗浄を行なうのが良い。

[0117] 本発明のターゲットを用いて作製された酸化物半導体膜は、薄膜トランジスタの半導体層（チャンネル層）として有用である。得られる薄膜トランジスタは、移動度が高く、S値が低く、光電流が小さい等の優れた TFT 特性を示す。

[0118] 本発明の半導体素子の製造方法は、上記本発明のスパッタリングターゲットを用いて酸化物膜を成膜する工程を含むことを特徴とする。

[0119] 本発明のターゲットを用いて作製された酸化物膜は、ホール移動度が高く、半導体として用いるのに適したキャリア密度を示す。

[0120] 本発明の半導体素子の製造方法によって製造された半導体素子は、特に薄膜トランジスタとして有用である。

実施例

[0121] 実施例 1

(1) ターゲットの作製

下記条件でターゲットを作製した。

(a) 原料

In₂O₃、純度4N、アジア物性材料社製

Ga₂O₃、純度4N、アジア物性材料社製

ZnO、純度4N、高純度化学社製

(b) 混合：ボールミルで24時間混合した。

(c) 造粒：自然乾燥

(d) 成形：

プレス成形、面圧400kgf/cm²、1分保持

CIP（静水圧加压装置）、面圧2000kgf/cm²、1分保持

(e) 焼結：電気炉

昇温速度 1°C/分

焼結温度 1400°C

焼結時間 20時間

焼結雰囲気 大気

(f) 後処理：還元条件下での熱処理は行わなかった。

(g) 加工：厚さ6mmの焼結体を厚さ5mmに研削・研磨した。

[0122] 尚、上下面・側辺をダイヤモンドカッターで切断して、表面を平面研削盤で研削して表面粗さRaが5μm以下のターゲット素材とした。

[0123] (h) 得られたターゲット用焼結体の表面をエアーブローし、さらに3分間超音波洗浄を行なった後、インジウム半田にて無酸素銅製のバックングプレートにボンディングしてターゲットとした。ターゲットの表面粗さRaは0.5μm以下であり、方向性のない研削面を備えていた。

[0124] (2) ターゲット用焼結体の評価

得られたターゲット用焼結体の評価は下記の方法で行った。

(a) 元素組成比（原子比）

誘導プラズマ発光分析装置（ICP-AES）により測定した。

[0125] (b) 比抵抗

抵抗率計（三菱化学（株）製、ロレスタ）を使用し四探針法（JIS R

1637)に基づき測定、10箇所の平均値を比抵抗値とした。

[0126] (c) 相対密度 (%)

原料粉の密度から計算した理論密度と、アルキメデス法で測定した焼結体の密度から、下記計算式にて算出した。

$$\text{相対密度 (\%)} = (\text{アルキメデス法で測定した密度}) \div (\text{理論密度}) \times 100$$

[0127] (d) X線回折測定 (XRD)

ターゲット用焼結体の表面を下記条件で直接測定し、結晶型を決定した。

・装置：(株)リガク製Ultima-III

・X線：Cu-K α 線（波長1.5406 Å、グラファイトモノクロメータにて単色化）

・2θ - θ反射法、連続スキャン (1.0°/分)

・サンプリング間隔：0.02°

スリット DS、SS : 2/3°、RS : 0.6 mm

[0128] (e) 電子プローブマイクロアナライザ (EPMAの測定)

ターゲット表面部分を切り出し、下記条件で測定した。

装置名：日本電子株式会社

JXA-8200

測定条件

加速電圧：15 kV

照射電流：50 nA

照射時間（1点当たり）：50 ms

[0129] (f) 外観 (色むら)

北窓昼光下、50 cm離れた場所から焼結体を目視し、下記に分類した。

A：色むらがほとんどない

B：色むらが若干ある

C：色むらがある

[0130] 尚、焼結体に色むらがある場合、例えばターゲットを使用時にその状態の

判断が難しくなるおそれがある。

[0131] E P M A による観測で、ターゲットは長さ $15 \mu m$ 以上の In リッチ組織の連結構造を有していた。

[0132] また、酸素欠損量を炭素粉末中で加熱させて生成する二酸化炭素の量を赤外吸収スペクトルで測定することで算出した。酸素欠損量は 8×10^{-3} であった。

[0133] また、XRD から求めた In_2O_3 のビックスバイト構造の格子定数は、格子定数 $a = 10.074$ であった。

[0134] 実施例 1 で得られたターゲット表面の X 線回折測定 (Cu k α 線) により得られたチャートを図 8 に示す。

[0135] (3) 成膜評価

(A) 成膜速度の安定性 (変動)

1000 時間連続放電 (成膜) 前後の成膜速度を比較した。

[0136] 変動が 5 % 未満のものを A、5 % 以上 10 % 未満のものを B、10 % 以上のものを C と評価した。

[0137] 成膜速度 (スパッタレート) は、触針式表面形状測定器 ((株) 小坂研究所 E T 3000) で測定した膜厚を成膜時間で割ることで求めた。

[0138] (B) ターゲットの成膜特性

(a) 異常放電

96 時間連続成膜で発生した異常放電回数を測定した。

異常放電回数が 5 回未満を A、5 回以上 20 未満を B、20 回以上を C と評価した。

[0139] (b) ノジュール (ノジュール発生密度)

以下のとおり評価した。

96 時間連続成膜後の成膜後のスパッタリングターゲットの写真からノジユールで被覆された面積を計算し、以下の式で発生密度を計算した。

ノジュール発生密度 = ノジュール発生面積 ÷ スパッタリングターゲット面積

[0140] その結果、ノジュールが少ない方から順に、
 10^{-2} 以内：A、 10^{-1} 以内：B、 10^{-1} 超：C
として、3段階で評価した。

[0141] (c) ターゲットと薄膜の組成比の比較

スパッタリングで作製した薄膜を用いてターゲットと薄膜の組成比の違いを評価した。薄膜の組成比はICP分析法で分析して求めた。ターゲットと薄膜の組成比はほぼ同一（薄膜の各元素の組成比がターゲットの各元素の組成比の±2%以内）であった。

[0142] (4) TFTの作製

完成したスパッタリングターゲットを用いて、図1に示すチャンネルストップ一型薄膜トランジスタ1を作製し、評価した。

[0143] 基板は、熱酸化膜付シリコン基板10を用いた。シリコン基板をゲート電極12、熱酸化膜（100nm）をゲート絶縁膜14とした。

[0144] 続いて、RFスパッタ法により、上記(1)で作製したターゲットを使用して成膜した後、ウェットエッチングで厚さ25nmの半導体膜（チャネル層）20を形成した。その後、大気中300°Cで60分間熱処理した。

[0145] 本実施例では、投入RFパワーは200Wとした。成膜時の雰囲気は、全圧0.5Paであり、その際のガス流量比はAr : O₂ = 97 : 3であった。また、基板温度は50°Cであった。

[0146] 厚さ5nmのMoと厚さ50nmのAlと厚さ5nmのMoをこの順で積層し、フォトリソグラフィー法（リフトオフ法）により、ソース電極30及びドレイン電極32を形成した。

[0147] その後、大気中300°Cで60分間熱処理し、チャネル長が40μmで、チャネル幅が40μmのチャンネルストップ一型薄膜トランジスタ1を作製した。

[0148] (5) TFTの評価

薄膜トランジスタの評価は、以下のように実施した。

[0149] (a) 移動度（電界効果移動度（μ））及びS値（V/ μ decade）

半導体パラメーターアナライザー（ケースレー4200）を用い、室温、遮光環境下で測定した。

[0150] (b) 光電流の評価

光照射下と遮光環境下の測定を比較し、閾値電圧（V_{t h}）の変動が2V以内のものをA、2Vを超えるものをBとして2段階で評価した。

[0151] ターゲットとTFTの作製条件、評価結果を表1-1に示す。

[0152] 実施例2～9及び比較例1～4

表1-1又は表1-2の組成・条件とした以外は実施例1と同様にターゲット及びTFTを作製・評価した。結果を表1-1及び表1-2に示す。

[0153] 実施例10

ZnO粉及びGa₂O₃粉をZnとGaの原子比が1：2となる割合で混合し仮焼後、粉碎した原料粉及びIn₂O₃原料粉を用い成形体を成形した。成形体はZnGa₂O₄で表される結晶型を含んでいた（X線回折で解析して確認した）。この成形体を用い、表1-1に示す組成・条件とした以外は、実施例1と同様にターゲット及びTFTを作製・評価した。結果を表1-1に示す。

[0154] 実施例2、3及び6で得られたターゲット表面のX線回折測定（CuK α 線）により得られたチャートを図9～11に示す。

実施例1及び2で作製した酸化物焼結体のEPMAによるIn, Ga, Zn, Oの分散MAPを示す顕微鏡写真を図12及び図13に示した。実施例4で作製した酸化物焼結体のEPMAによる顕微鏡写真を図2～5に示した。

[0155] また、表1-1及び表1-2中のX線回折における結晶型とJCPDSカードNo.との対応関係を表2に示す。表1-1及び表1-2中のX線回折における「-」は、XRDパターンが確認できなかったことを示す。

[0156]

[表1-1]

[0157]

[表1-2]

			比較例			
			1	2	3	4
ターゲット 作製	混合	混合方法	ホーリミル	ホーリミル	ホーリミル	ホーリミル
		混合時間(時間)	24	24	72	24
造粒	造粒方法	自然乾燥	自然乾燥	自然乾燥	自然乾燥	
成形	成形方法	プレス成形後 C I P	プレス成形後 C I P	プレス成形 のみ	プレス成形後 C I P	
焼結	焼結雰囲気	酸素	酸素	大気	酸素	
	昇温速度(室温～400℃)(℃/分)	1.0	1.0	1.0	1.0	
	昇温速度(400℃～保持温度)(℃/分)	1.0	1.0	2.5	1.0	
	保持温度(℃)	1000	1000	1000	1000	
	保持時間(Hr)	0	0	0	0	
	昇温速度(保持温度～焼結温度)(℃/分)	1.0	1.0	5.0	1.0	
	焼結温度(℃)	1480	1480	1500	1480	
	焼結時間(Hr)	6	6	12	6	
	焼結時の気圧(気圧)	1	1	1	1	
	冷却速度(焼結温度～室温)(℃/分)	0.3	0.3	急冷	0.3	
研削	研削前の厚み(mm)	6.0	6.0	4.1	6.0	
	研削後の厚み(mm)	5.0	6.0	4.1	5.0	
	表面から削除した深さ(mm)	0.5	0.5	0.0	0.5	
		表裏を 研削	表裏を 研削	—	表裏を 研削	
ターゲット 性状	組成比 (原子比)	In / (In+Ga+Zn)	1.00	0.60	0.42	0.10
		Ga / (In+Ga+Zn)	0.00	0.40	0.16	0.60
		Zn / (In+Ga+Zn)	0.00	0.00	0.42	0.30
		Sn / (In+Ga+Zn+Sn)	0.30	0.00	0.00	0.00
		In / (In+Ga)	1.00	0.60	0.72	0.14
EPMA	Inリッチ組織	あり	あり	あり	無し	
	Zn, Gaリッチ組織	無し	無し	無し	無し	
	Inリッチ組織の酸素含有量	—	—	—	—	
X線回折	In ₂ O ₃	○	○	○	—	
	ZnGa ₂ O ₄	—	—	—	○	
	In ₂ Ga ₂ ZnO ₇	—	—	—	—	
	InGaZnO ₄	—	—	—	—	
	InGaZn ₂ O ₅	—	—	—	—	
	In ₂ O ₃ (ZnO) ₂	—	—	○	—	
	In _{1.5} Ga _{0.5} Zn ₂ O ₅	—	—	—	—	
	その他	○	○	○	—	
ターゲット 評価	比抵抗(mΩcm)		2700	4200	30	8000
	相対密度(%)		91	89	94	87
	異常放電		B	C	B	C
	成膜評価	成膜速度の安定性(変動)	B	B	B	B
	ノジュール		C	B	A	A
	外観		B	C	B	B
TFT 評価	TFTの評価	移動度(cm ² /Vs)	駆動せず	駆動せず	10	駆動せず
		S値(V/decade)	駆動せず	駆動せず	0.3	駆動せず
		光電流	駆動せず	駆動せず	B	駆動せず

[0158] [表2]

結晶型		JCPDSカードNo.
In ₂ O ₃		06-0416
ZnGa ₂ O ₄		38-1240
In ₂ Ga ₂ ZnO ₇		38-1097
InGaZnO ₄	InGaO ₃ (ZnO)(m=1)	38-1104
InGaZn ₂ O ₅	InGaO ₃ (ZnO) ₂ (m=2)	40-0252
In ₂ O ₃ (ZnO) ₂	In ₂ O ₃ (ZnO) ₃ (m=2)	20-1442
In _{1.5} Ga _{0.5} Zn ₂ O ₅		登録無し
その他	(同定できないピーク)	—

産業上の利用可能性

[0159] 本発明のスパッタリングターゲットは、比抵抗が低いため還元処理を必要とせず、コストを低減できる。

本発明のスパッタリングターゲットは、酸化物半導体膜形成用のターゲットとして有用である。

本発明によれば、優れた成膜性を有するスパッタリングターゲット、特に酸化物半導体膜形成用のスパッタリングターゲットを提供することができる。

[0160] 上記に本発明の実施形態及び／又は実施例を幾つか詳細に説明したが、当業者は、本発明の新規な教示及び効果から実質的に離れることなく、これら例示である実施形態及び／又は実施例に多くの変更を加えることが容易である。従って、これらの多くの変更は本発明の範囲に含まれる。

この明細書に記載の文献の内容を全てここに援用する。

請求の範囲

- [請求項1] In, Ga 及び Zn を含み、周囲よりも In の含有量が多い組織と、周囲よりも Ga 及び Zn の含有量が多い組織を備えている酸化物焼結体からなるスパッタリングターゲット。
- [請求項2] 前記 In の含有量が多い組織の酸素含有量が、周囲の組織よりも少ない、請求項1に記載のスパッタリングターゲット。
- [請求項3] 前記 In の含有量が多い組織が、 $15 \mu m$ 以上の連結構造を有している、請求項1又は2に記載のスパッタリングターゲット。
- [請求項4] 前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $InGaZnO_4$ で表されるホモロガス構造を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載のスパッタリングターゲット。
- [請求項5] 前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $ZnGa_2O_4$ で表されるスピネル構造を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載のスパッタリングターゲット。
- [請求項6] 前記酸化物焼結体が、 In_2O_3 で表されるビックスバイト構造と $In_{1.5}Ga_{0.5}Zn_2O_5$ で表されるホモロガス構造を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載のスパッタリングターゲット。
- [請求項7] 前記酸化物焼結体の In, Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす、請求項1～6のいずれか1項に記載のスパッタリングターゲット。
- $$0.20 \leq In / (In + Ga + Zn) \leq 0.70$$
- $$0.01 \leq Ga / (In + Ga + Zn) \leq 0.50$$
- $$0.05 \leq Zn / (In + Ga + Zn) \leq 0.60$$
- [請求項8] 前記酸化物焼結体の In, Ga 及び Zn の原子比が下記の式を満たす、請求項7に記載のスパッタリングターゲット。
- $$Ga / (In + Ga + Zn) \leq 0.45$$
- $$0.10 \leq Zn / (In + Ga + Zn) \leq 0.40$$
- $$In / (In + Ga) < 0.60$$

[請求項9] 前記酸化物焼結体の I n、G a 及びZ n の原子比が下記の式を満たす、請求項 7 に記載のスパッタリングターゲット。

$$I_n / (I_n + G_a + Z_n) \leq 0.65$$

$$0.10 \leq G_a / (I_n + G_a + Z_n)$$

$$0.10 \leq Z_n / (I_n + G_a + Z_n)$$

$$0.60 \leq I_n / (I_n + G_a)$$

$$0.51 \leq I_n / (I_n + Z_n)$$

[請求項10] 前記酸化物焼結体が、さらに下記式を満たす原子比でS n を含有する、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のスパッタリングターゲット。

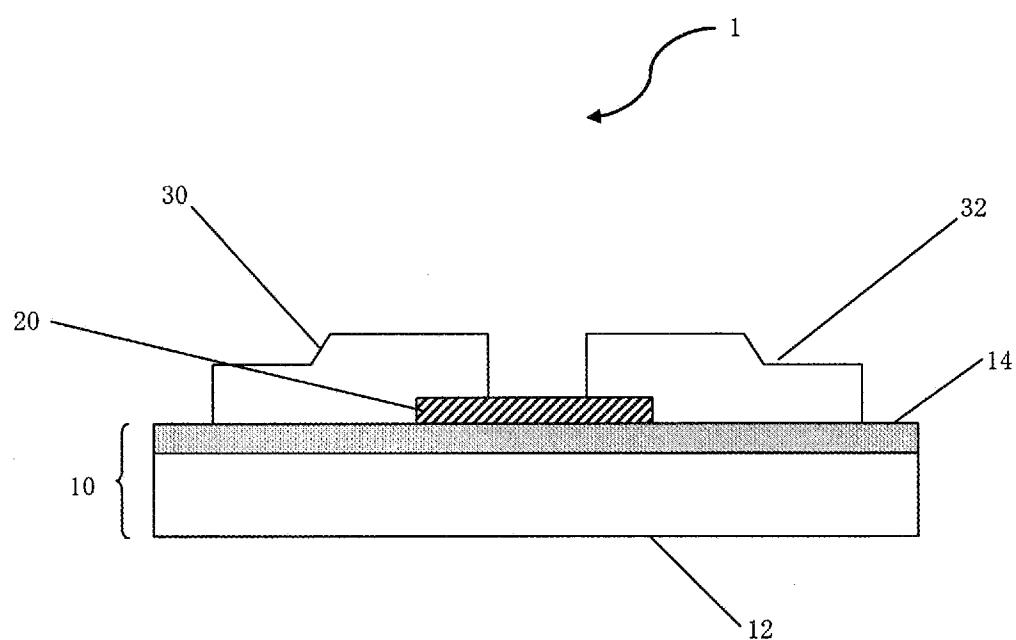
$$0.0001 < S_n / (I_n + G_a + Z_n + S_n) < 0.10$$

[請求項11] 実質的に I n、G a、Z n 及び○のみを含有する、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のスパッタリングターゲット。

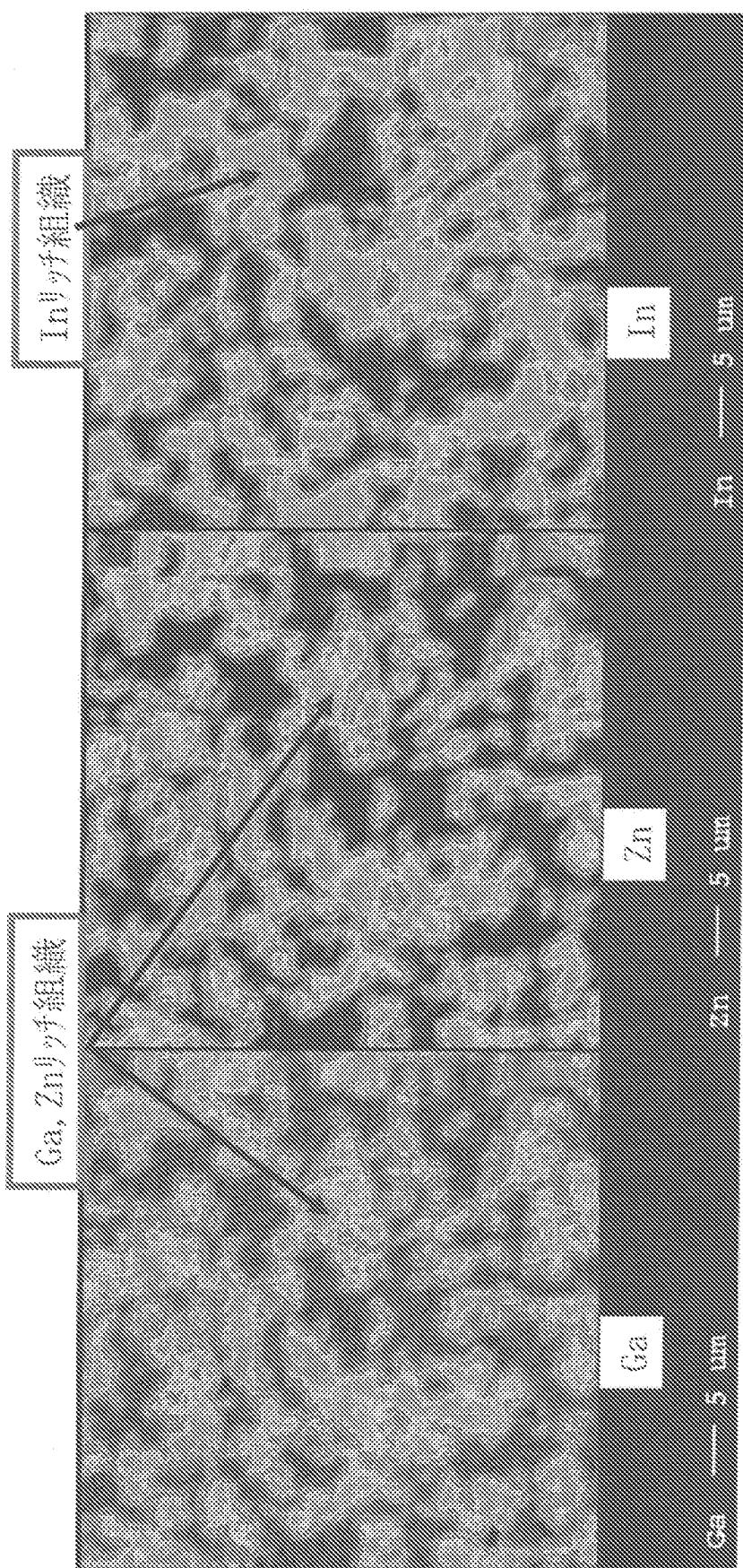
[請求項12] $Z_n G_a_2 O_4$ で表されるスピネル構造を持つ酸化物を含む成形体を焼結する工程を含む、請求項 5 に記載のスパッタリングターゲットの製造方法。

[請求項13] 請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載のスパッタリングターゲットを用いて酸化物膜を成膜する工程を含む、半導体素子の製造方法。

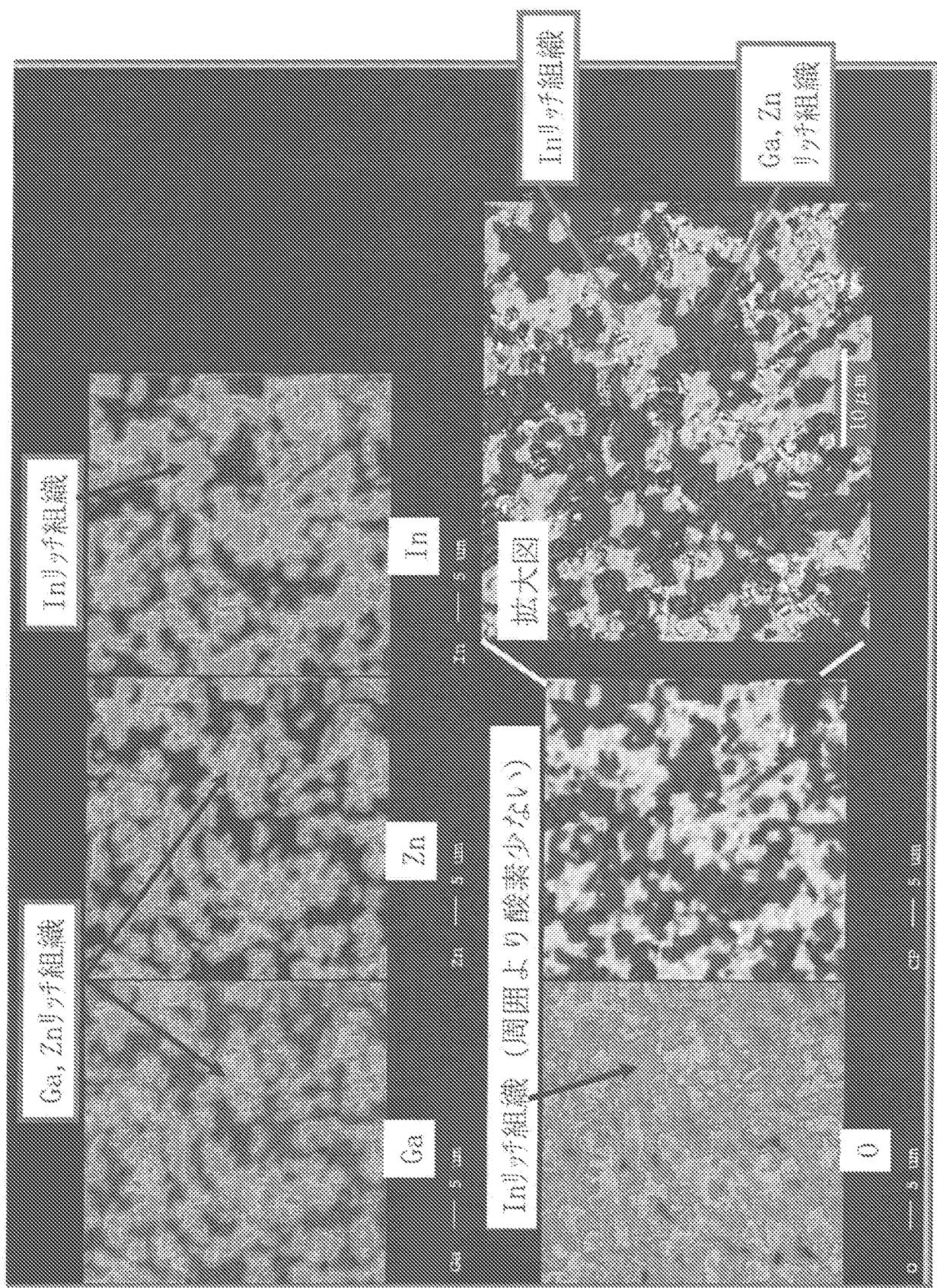
[図1]



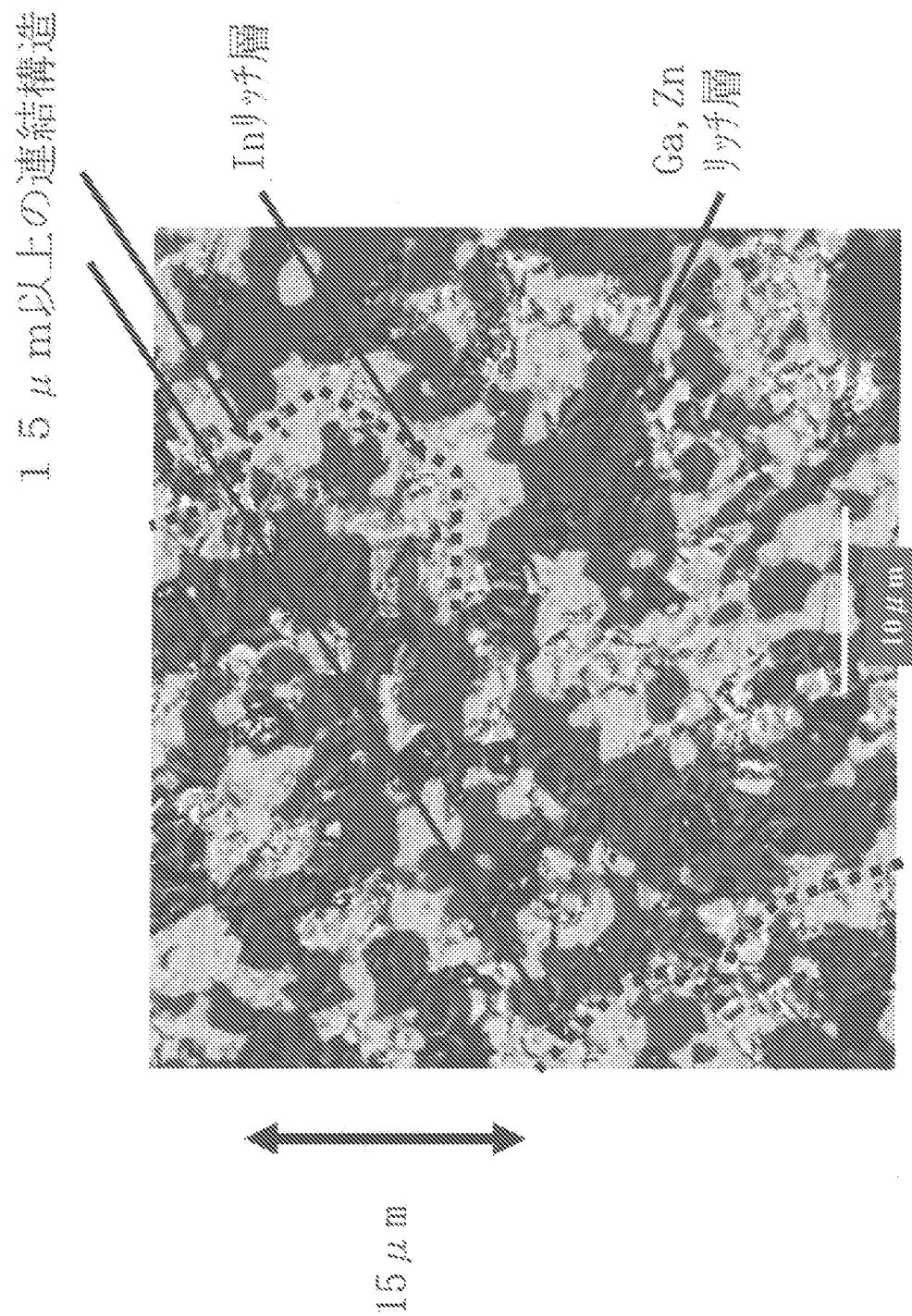
[図2]



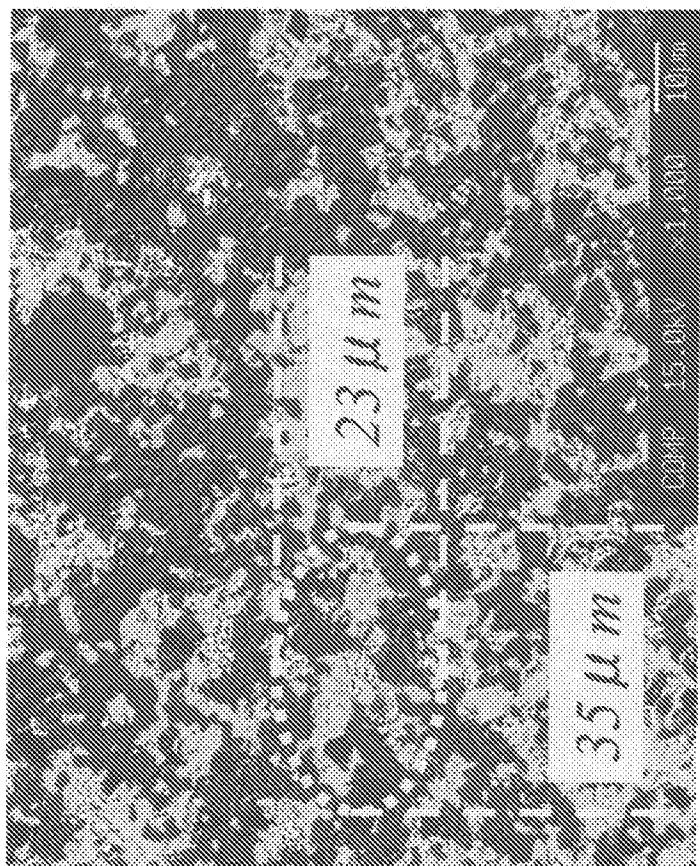
[図3]



[図4]

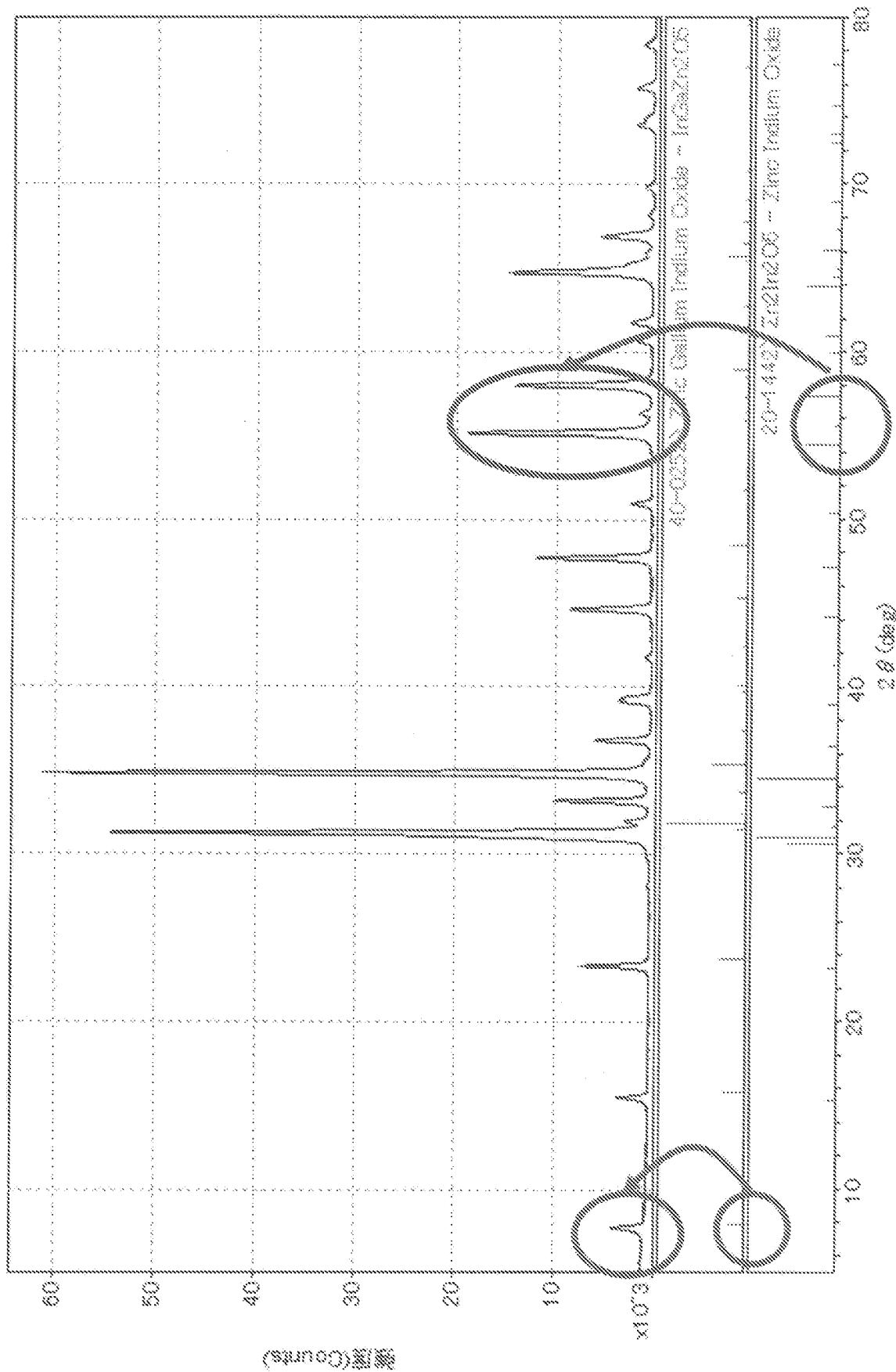


[図5]



アクリル樹脂
＝35μm×23μm
＝1.52

[図6]



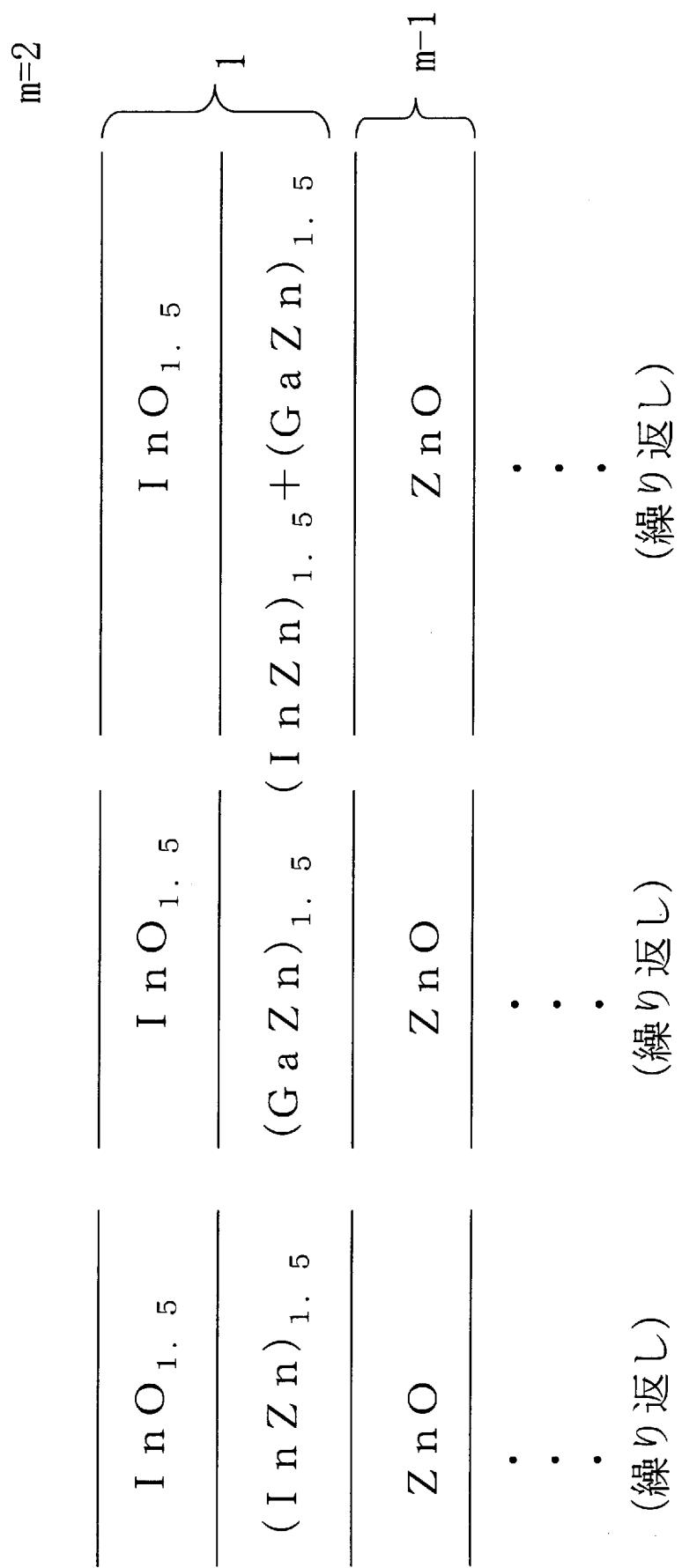
[図7]

公知の結晶構造

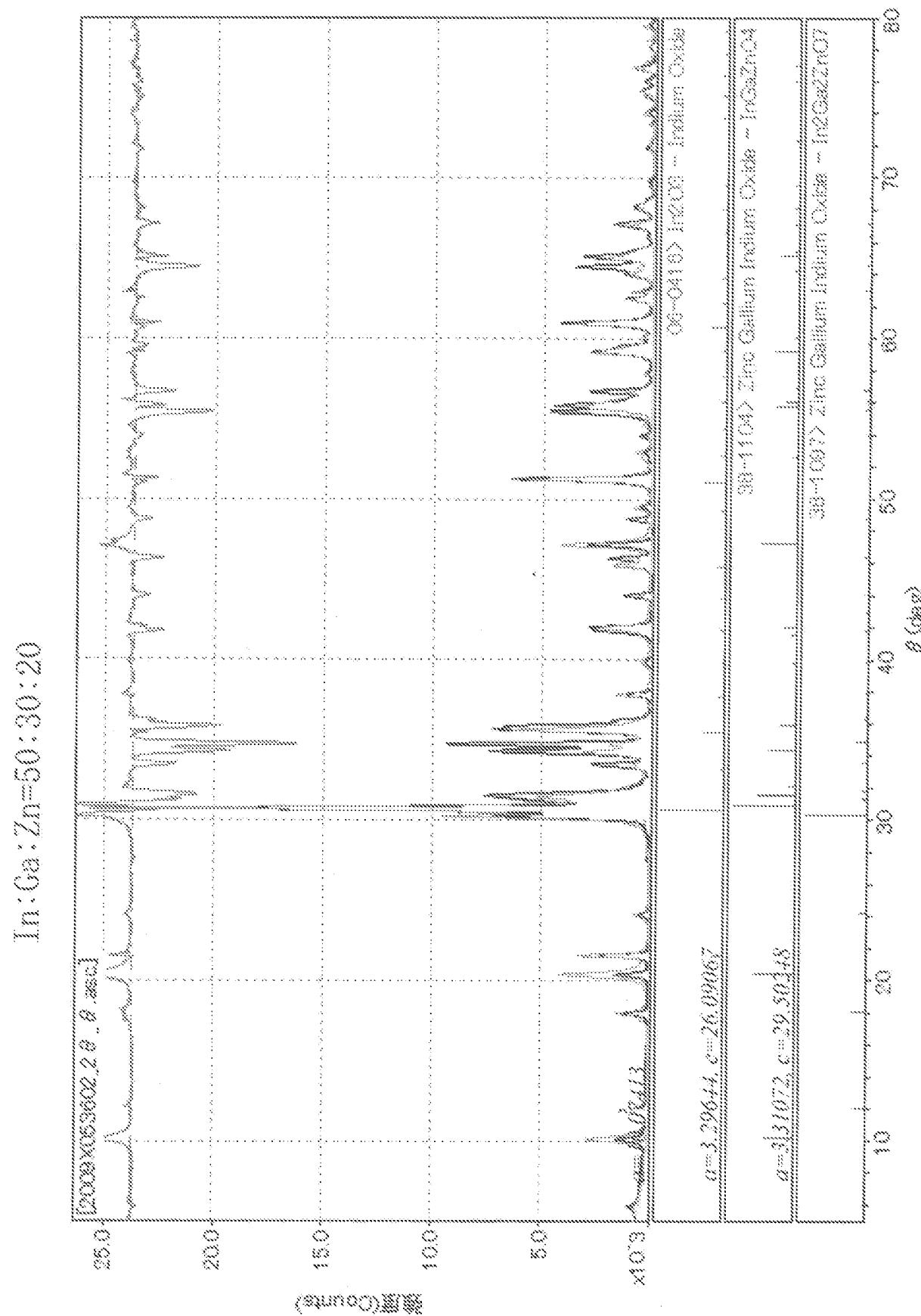
$\text{In}_2\text{O}_3(\text{ZnO})_2$

$\text{InGaO}_3(\text{ZnO})_2$

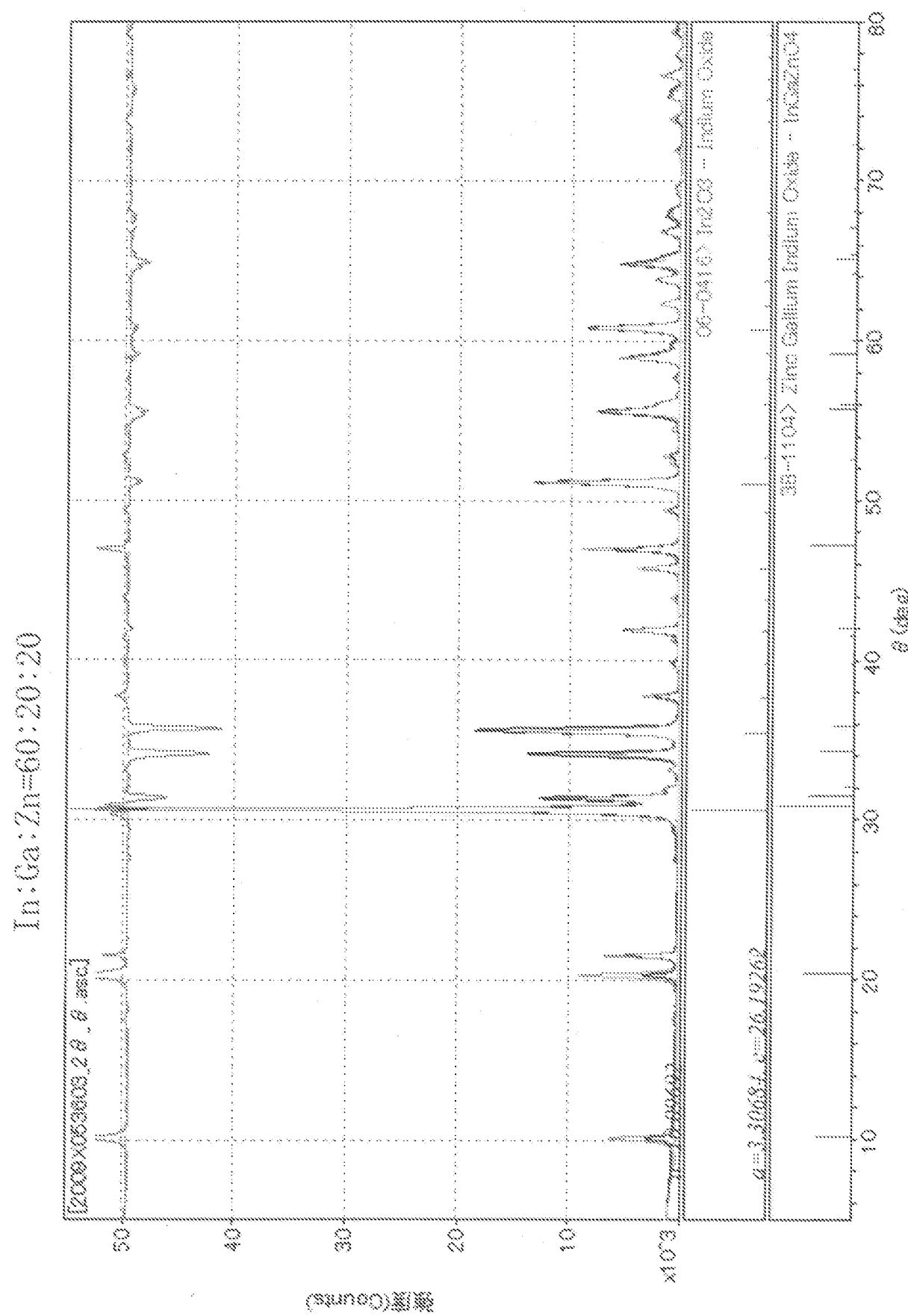
$\text{In}_{1.5}\text{Ga}_{0.5}\text{Zn}_2\text{O}_5$
の新規結晶構造
(推定)



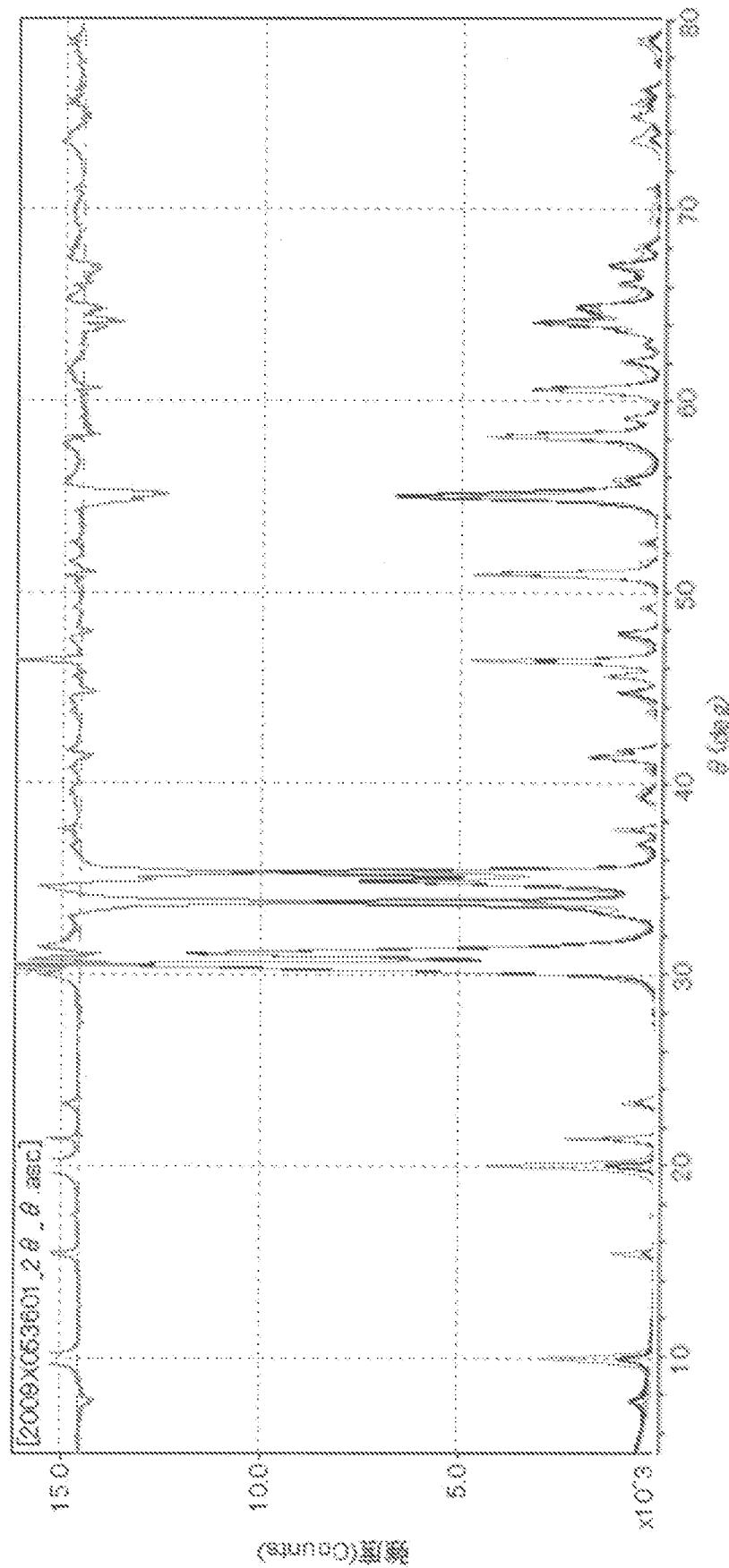
[図8]



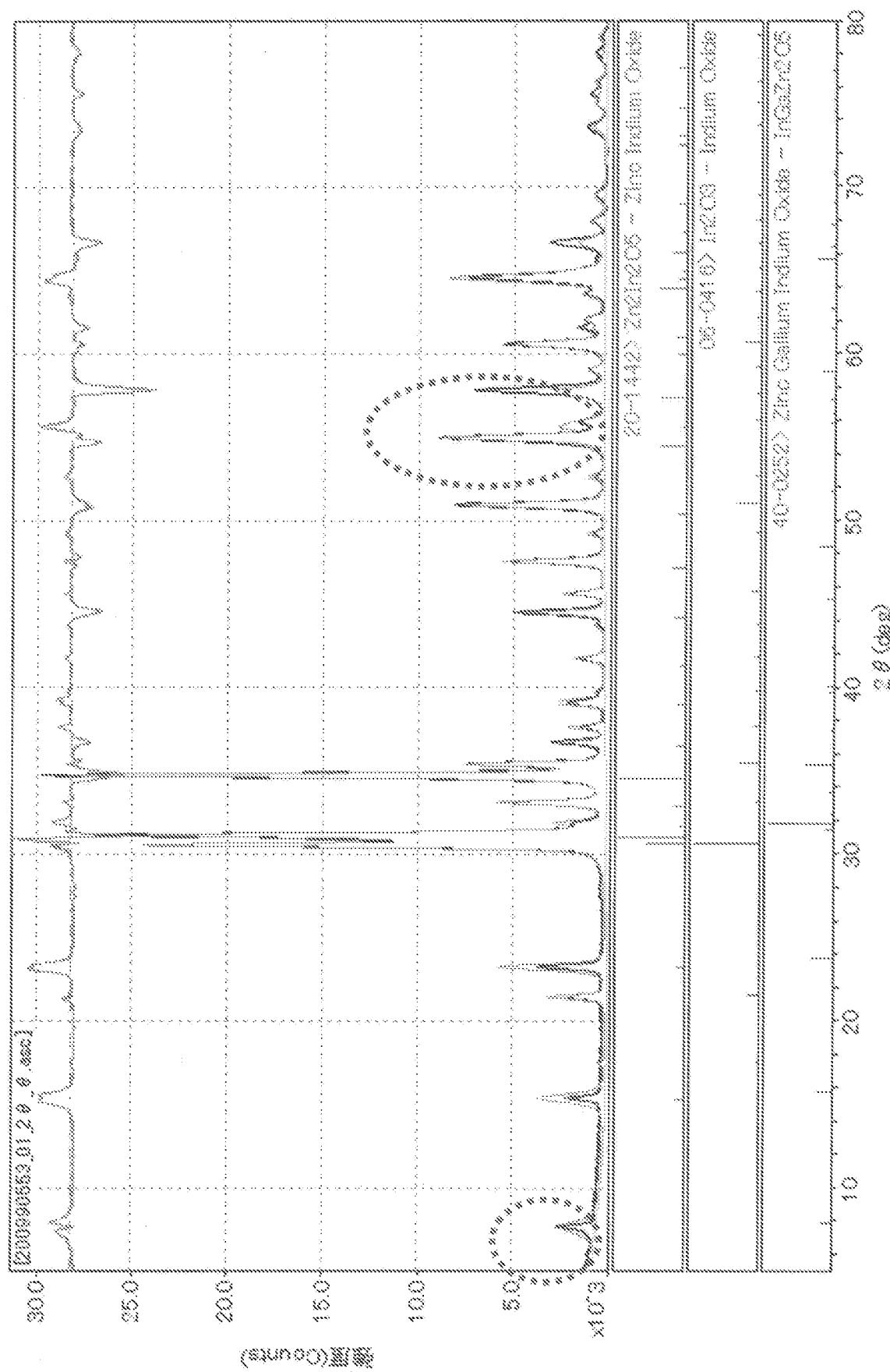
[図9]



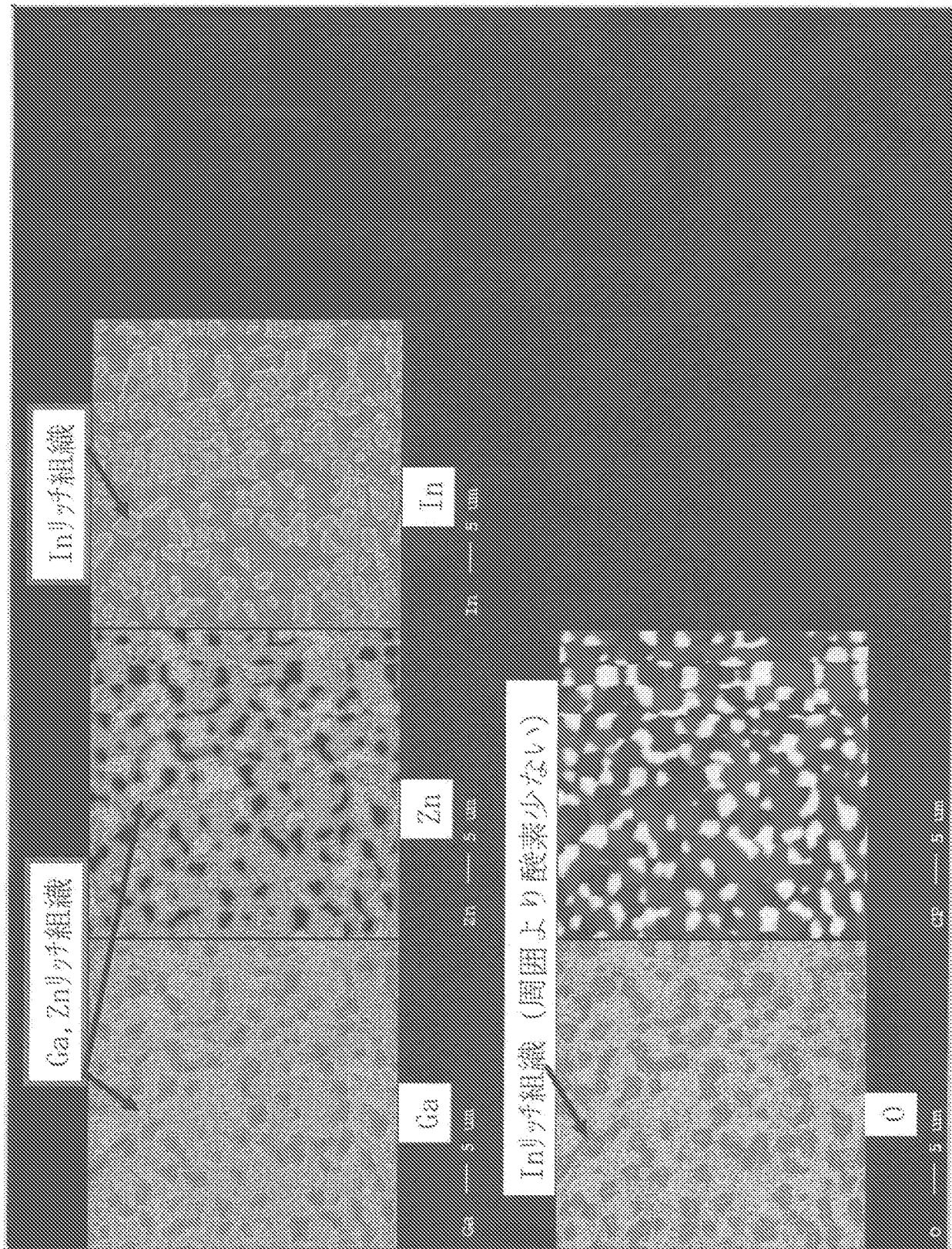
[図10]

 $\text{In}:\text{Ga}:\text{Zn}=50:16:7:33:3$ 

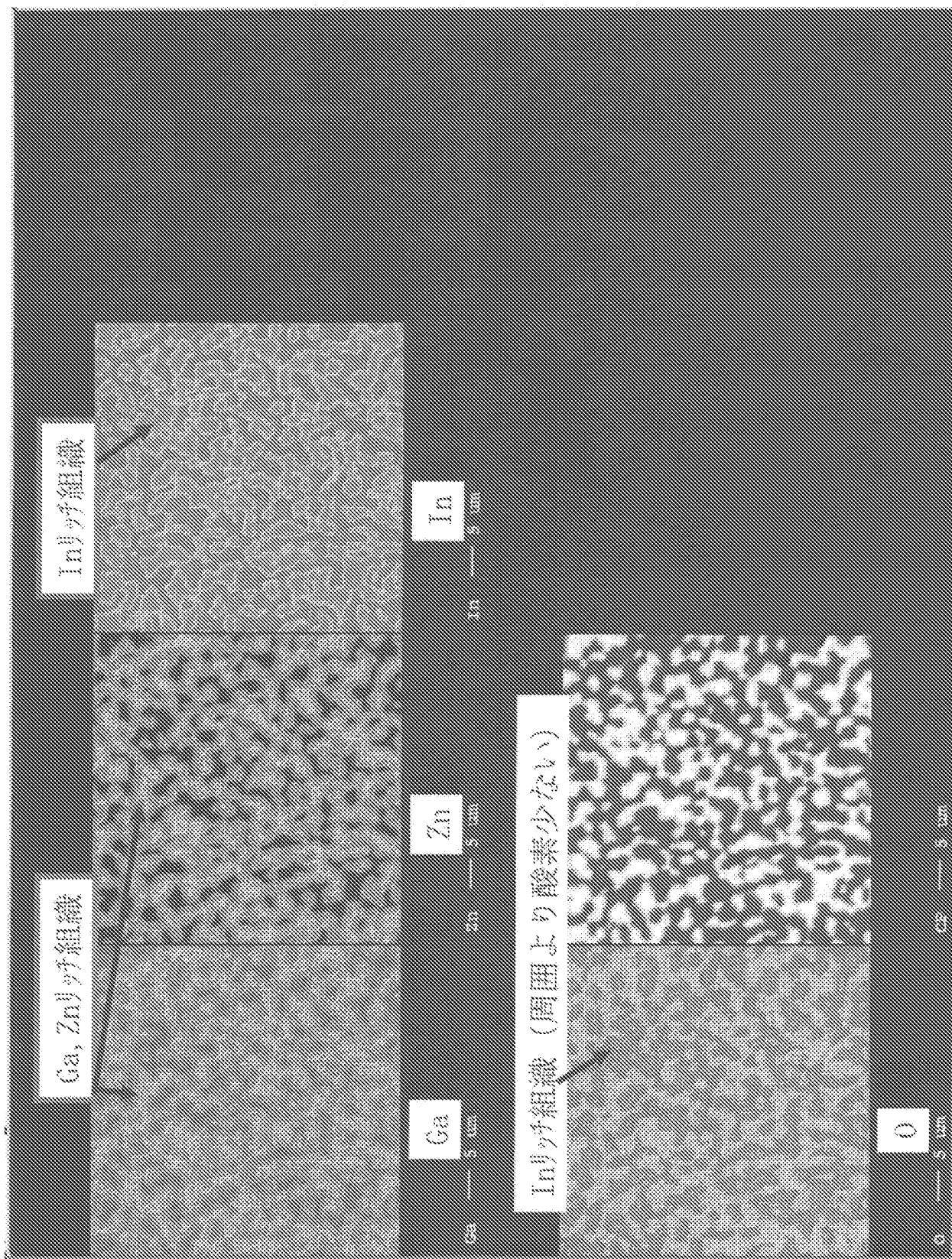
[図11]



[図12]



[図13]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2010/006714

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

C23C14/34(2006.01)i, C04B35/00(2006.01)i, C23C14/08(2006.01)i, H01L21/28(2006.01)i, H01L21/285(2006.01)i, H01L21/363(2006.01)i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

C23C14/34, C04B35/00, C23C14/08, H01L21/28, H01L21/285, H01L21/363

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

<i>Jitsuyo Shinan Koho</i>	1922-1996	<i>Jitsuyo Shinan Toroku Koho</i>	1996-2010
<i>Kokai Jitsuyo Shinan Koho</i>	1971-2010	<i>Toroku Jitsuyo Shinan Koho</i>	1994-2010

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X A	JP 2008-285760 A (Idemitsu Kosan Co., Ltd.), 27 November 2008 (27.11.2008), paragraphs [0048] to [0052], [0125] to [0132], [0149] to [0150] & US 2004/0180217 A1 & US 2008/0308774 A1 & US 2004/0222089 A1 & EP 1422312 A1 & EP 1431414 A1 & CN 1545567 A & KR 10-2009-0038941 A & KR 10-2009-0094181 A & CN 1558962 A	1-4, 10-13 5-9
X A	JP 2008-163442 A (Idemitsu Kosan Co., Ltd.), 17 July 2008 (17.07.2008), paragraphs [0047] to [0048]; fig. 2; claim 4 & JP 2008-163441 A & US 2010/0108502 A & EP 2096188 A1 & WO 2008/072486 A1 & KR 10-2009-0091755 A	1-5, 7, 8, 10-13 6, 9

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	"&" document member of the same patent family
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search
03 December, 2010 (03.12.10)

Date of mailing of the international search report
21 December, 2010 (21.12.10)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2010/006714

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X A	JP 2008-280216 A (Idemitsu Kosan Co., Ltd.), 20 November 2008 (20.11.2008), paragraphs [0041] to [0054]; table 1 & WO 2008/139654 A1 & CN 101663250 A & KR 10-2010-0016406 A	1-5, 7, 13 6, 8-12
P, X	JP 2010-047829 A (Toshima Mfg. Co., Ltd.), 04 March 2010 (04.03.2010), paragraphs [0023] to [0026] (Family: none)	1-3, 5, 7, 8, 11-13
P, X	WO 2009/148154 A1 (Idemitsu Kosan Co., Ltd.), 10 December 2009 (10.12.2009), paragraphs [0092] to [0100]; tables 2, 3 (Family: none)	1-4, 7, 10, 13
P, X	WO 2010/070832 A1 (Idemitsu Kosan Co., Ltd.), 24 June 2010 (24.06.2010), paragraphs [0144] to [0149] (Family: none)	1-3, 5, 7, 8, 11-13

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2010/006714

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

The search, which has been carried out on assumption that claims 1, 2, 3, 4, 7, 8, 10, 13 are deemed to be "firstly described invention (main invention)", revealed that the technical feature of the invention in claim 1 is not novel since the technical feature is disclosed in the document 1 (JP 2008-285760 A), the document 2 (JP 2008-163442 A) and the document 3 (JP 2008-280216 A) as indicated on the next page and thereafter, and therefore, said technical feature cannot be considered to be a "special technical feature" within the meaning of PCT Rule 13.2, second sentence.

(continued to extra sheet)

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2010/006714

Continuation of Box No.III of continuation of first sheet(2)

Consequently, it cannot be recognized that there is a technical relationship involving one or more of the same or corresponding special technical features between the main invention and the inventions in other claims.

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））

Int.Cl. C23C14/34(2006.01)i, C04B35/00(2006.01)i, C23C14/08(2006.01)i, H01L21/28(2006.01)i, H01L21/285(2006.01)i, H01L21/363(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））

Int.Cl. C23C14/34, C04B35/00, C23C14/08, H01L21/28, H01L21/285, H01L21/363

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2010年
日本国実用新案登録公報	1996-2010年
日本国登録実用新案公報	1994-2010年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2008-285760 A (出光興産株式会社) 2008.11.27, [0048]-[0052], [0125]-[0132], [0149]-[0150] & US 2004/0180217 A1 & US 2008/0308774 A1 & US 2004/0222089 A1 & EP 1422312 A1 & EP 1431414 A1 & CN 1545567 A & KR 10-2009-0038941 A & KR 10-2009-0094181 A & CN 1558962 A	1-4, 10-13
A		5-9
X	JP 2008-163442 A (出光興産株式会社) 2008.07.17, [0047]-[0048], [図2], [請求項4] & JP 2008-163441 A & US 2010/0108502 A & EP 10-2009-0094181 A & CN 1558962 A	1-5, 7, 8, 10-13
A	2096188 A1 & WO 2008/072486 A1 & KR 10-2009-0091755 A	6, 9

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
- 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 03.12.2010	国際調査報告の発送日 21.12.2010
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/JP） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許序審査官（権限のある職員） 吉田 直裕 電話番号 03-3581-1101 内線 3416 4G 3028

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2008-280216 A (出光興産株式会社) 2008.11.20, [0041]-[0054], [表1] & WO 2008/139654 A1 & CN 101663250 A & KR 10-2010-0016406 A	1-5, 7, 13
A		6, 8-12
P, X	JP 2010-047829 A (株式会社豊島製作所) 2010.03.04, [0023]-[0026] (ファミリーなし)	1-3, 5, 7, 8, 11-13
P, X	WO 2009/148154 A1 (出光興産株式会社) 2009.12.10, [0092]-[0100], [表2], [表3] (ファミリーなし)	1-4, 7, 10, 13
P, X	WO 2010/070832 A1 (出光興産株式会社) 2010.06.24, [0144]-[0149] (ファミリーなし)	1-3, 5, 7, 8, 11-13

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。
つまり、

2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。

請求項1、2、3、4、7、8、10、13を「最初に記載されている発明（主発明）」として調査した結果、請求項1に係る発明の技術的特徴は、次頁以降に示すように文献1（JP2008-285760 A）、文献2（JP2008-163442 A）、文献3（JP2008-280216 A）に開示されているから新規でないことが明らかとなつたため、上記技術的特徴は、PCT規則13.2の第2文の意味において「特別な技術的特徴」と認められない。

したがつて、これら主発明と、他の請求項に係る発明の間に一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係が存在すると認められない。

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかつた。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかつたので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかつたので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあつた。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあつたが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかつた。
- 追加調査手数料の納付はあつたが、異議申立てはなかつた。